

地震災害対策編

【 目 次 】

《地震災害対策編》

地震災害対策編	- 1 -
【 目 次 】	- 1 -
第1部 総則	- 4 -
第1章 計画の目的等	- 4 -
第1節 計画の目的	- 4 -
第2節 計画の性格	- 4 -
第3節 計画の理念	- 4 -
第4節 計画の修正	- 4 -
第5節 計画の周知	- 4 -
第6節 計画の運用・習熟	- 4 -
第2章 防災関連機関の業務の大綱	- 6 -
第3章 町民及び事業所の基本的責務	- 6 -
第4章 町の地域特性及び災害特性	- 7 -
第5章 災害の想定	- 9 -
第2部 地震災害予防	- 14 -
第1章 地震災害に強い施設等の整備	- 14 -
第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進	- 14 -
第2節 防災構造化の推進	- 16 -
第3節 建築物災害の防災対策の推進（耐震診断・改修の促進等）	- 18 -
第4節 公共施設の災害防止対策の推進	- 20 -
第5節 危険物災害等の防止対策の推進	- 26 -
第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	- 27 -
第7節 地震防災研究の推進	- 29 -
第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え	- 30 -

第1節	防災組織の整備.....	- 30 -
第2節	通信・広報体制（機器等）の整備	- 32 -
第3節	地震等観測体制の整備.....	- 34 -
第4節	消防体制の整備.....	- 36 -
第5節	避難体制の整備.....	- 37 -
第6節	救助・救急体制の整備.....	- 40 -
第7節	交通確保体制の整備	- 43 -
第8節	輸送体制の整備.....	- 44 -
第9節	医療体制の整備.....	- 45 -
第10節	その他の震災応急対策事前措置体制の整備.....	- 46 -
第3章	町民の防災活動の促進	- 48 -
第1節	防災知識の普及啓発	- 48 -
第2節	防災訓練の効果的实施.....	- 52 -
第3節	自主防災組織の育成強化.....	- 53 -
第4節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	- 54 -
第5節	防災ボランティアの育成強化.....	- 55 -
第6節	企業防災の促進.....	- 56 -
第7節	要配慮者の安全確保	- 57 -
第3部	地震災害応急対策	- 58 -
第1章	活動体制の確立	- 58 -
第1節	応急活動体制の確立	- 58 -
第2節	情報伝達体制の確立	- 66 -
第3節	災害救助法の適用及び運用	- 67 -
第4節	広域応援体制	- 68 -
第5節	自衛隊の災害派遣	- 70 -
第6節	技術者、技能者及び労働者の確保	- 71 -
第7節	ボランティアとの連携.....	- 72 -
第8節	災害警備体制	- 73 -
第2章	初動期の応急対策	- 74 -
第1節	地震情報等の収集・伝達.....	- 74 -
第2節	災害情報・被害情報の収集・伝達	- 78 -
第3節	広報.....	- 79 -
第4節	消防活動	- 82 -
第5節	危険物の保安対策	- 83 -
第6節	水防・土砂災害等の防止対策.....	- 84 -
第7節	避難の指示、誘導.....	- 86 -
第8節	救助・救急.....	- 89 -
第9節	交通確保・規制.....	- 90 -
第10節	緊急輸送	- 92 -
第11節	医療・助産・メンタルケア	- 93 -

第12節 要配慮者への緊急支援	- 95 -
第3章 事態安定期の応急対策	- 97 -
第1節 避難所の運営	- 97 -
第2節 食料の供給	- 98 -
第3節 応急給水	- 99 -
第4節 生活必需品の給与	- 100 -
第5節 感染症予防対策	- 101 -
第6節 動物保護対策	- 102 -
第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	- 103 -
第8節 行方不明者の捜索、遺体の処理等	- 104 -
第9節 住宅の供給確保	- 105 -
第10節 文教対策	- 106 -
第11節 義援物資等の取り扱い	- 107 -
第12節 農林水産業災害の応急対策	- 108 -
第4章 社会基盤の応急対策	- 109 -
第1節 電力施設の応急対策	- 109 -
第2節 ガス施設の応急対策	- 112 -
第3節 上水道施設の応急対策	- 113 -
第4節 下水道施設の応急対策	- 114 -
第5節 電気通信施設の応急対策	- 115 -
第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策	- 116 -
第4部 地震災害復旧・復興	- 117 -
第1章 公共土木施設等の災害復旧	- 117 -
第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	- 117 -
第2節 激甚災害の指定	- 118 -
第2章 被災者の災害復旧・復興支援	- 119 -
第1節 被災者の生活確保	- 119 -
第2節 被災者への融資措置	- 122 -

第1部 総則

第1章 計画の目的等

第1節 計画の目的

※ 一般災害対策編【第1部 総則 第1章 計画の目的等 第1節 計画の目的】に準ずる。

第2節 計画の性格

※ 一般災害対策編【第1部 総則 第1章 計画の目的等 第2節 計画の性格】に準ずる。

第3節 計画の理念

※ 一般災害対策編【第1部 総則 第1章 計画の目的等 第3節 計画の理念】に準ずる。

第4節 計画の修正

※ 一般災害対策編【第1部 総則 第1章 計画の目的等 第4節 計画の修正】に準ずる。

第5節 計画の周知

※ 一般災害対策編【第1部 総則 第1章 計画の目的等 第5節 計画の周知】に準ずる。

第6節 計画の運用・習熟

※ 一般災害対策編【第 1 部 総則 第 1 章 計画の目的等 第 6 節 計画の運用・習熟】
に準ずる。

第2章 防災関連機関の業務の大綱

※ 一般災害対策編【第1部 総則 第2章 防災関連機関の業務の大綱】に準ずる。

第3章 町民及び事業所の基本的責務

本章では、町民及び事業所の基本的責務を示す。

町民及び事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、町が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第1 町民

※ 一般災害対策編【第1部 総則 第3章 町民及び事業所の基本的責務 第1 町民】に準ずる。

第2 事業所

※ 一般災害対策編【第1部 総則 第3章 町民及び事業所の基本的責務 第2 事業所】に準ずる。

第4章 町の地域特性及び災害特性

本章では、町の位置、地形、地質特性及び社会条件、並びに地震・津波の災害履歴及び災害特性を示す。

第1 地勢

※ 一般災害対策編【第1部 総則 第4章 町の地域特性及び災害特性 第1 地勢】に準ずる。

第2 気象

※ 一般災害対策編【第1部 総則 第4章 町の地域特性及び災害特性 第2 気象】に準ずる。

第3 災害の特徴

※ 一般災害対策編【第1部 総則 第4章 町の地域特性及び災害特性 第3 災害の特徴】に準ずる。

6 地震

鹿児島県本土は、九州地方でも比較的有感地震の発生が少ない地域であり、地震による災害の記録がない地域である。しかしながら、大正3年の桜島の大爆発時には、多量の降灰、砂礫と強烈な地震の被害は、周辺数十キロメートルの地帯に広く広がっている。

また、南海トラフでの巨大地震の可能性が発表され、今後、大きな災害を引き起こす地震が発生することも十分考えられるため、平常から地震被害に備える体制を整えておくことが必要である。

7 津波

県が平成24年度から25年度にかけて実施した地震等災害被害予測調査において、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、本町に最も影響を与えるケースでは、町内で、最大震度5強の揺れと最大津波高7.37メートルの津波の発生を想定しているため、津波被害に備える体制を整えておくことが必要である。

(県の津波災害履歴から町へ影響があったもの)

記録に残る県内の津波による被害は、1605年(慶長9年12月16日)に大隅から薩摩にかけての海浜に大浪が寄せて来て、建物も人も多数被害を受けたとか、1707年(宝永4年10月4日)に地震で海水が大いに溢れて種子島東側の浦で人家が10軒流失したというものがある。

近年では、1960年(昭和35年5月23日)のチリ地震津波で、日本各地は発震後ほぼ一

昼夜を経て津波の襲来を受けているが、鹿児島県内でも各地に浸水による被害が発生し、特に奄美大島では、637戸の床上浸水、1,321戸の床下浸水による災害が発生している。

ちなみに、日向灘で大規模な地震が発生した場合、津波の第一波は発震後20分以内で大隅東岸に到達することになり、これが満潮時と重なると更に災害を大きくすることになる。

このように稀ではあるが、鹿児島県においても過去に津波の襲来を受けており、今後もまた襲来することが十分予想される。また、国が想定した南海トラフの巨大地震による津波への対応も検討する必要がある。

《参考》津波被害の記録（江戸時代までのもの）

1 南海トラフ沿いの地震による津波

（1）慶長地震津波

- 慶長9年12月16日（1605年2月3日）のマグニチュード8級の南海トラフ沿いの地震による。
- 本県での遡上域など被害は未詳だが、東目【大隅】から西目【薩摩】にかけての海浜に大浪が寄せて来て、建屋のことは言うに及ばず、人も多数被害を受けた旨の記録（樺山権左衛門尉久高の譜の中の島津義久書状）がある。

（2）外所地震による津波

- 寛文2年9月19日（1662年10月30日）に日向灘で起きたマグニチュード7級の「外所（とんところ／とんどころ）地震」による津波は、延岡市付近で3～4m、宮崎市付近で4～5m、志布志湾付近で2～3mと推定されている。
- 寛文2年10月（1662年11月）に、大隅が大地震で「山が崩れ海が埋まり」、海が陸となった旨の江戸時代の記録（続史愚抄、玉露叢、三国名勝図会）があったが、明治以降の災害資料集（日本震災凶謹攷ほか）で、外所地震と混同されてか、大隅も陸が海となったとされた。

（3）宝永地震津波

- 宝永4年10月4日（1707年10月28日）のマグニチュード8超の南海トラフ沿いの地震による津波で、大分・宮崎では死者や多くの家屋の流失の記録があり、津波高3～4mと推定されている。

第5章 災害の想定

本計画の策定にあたり、鹿児島県及び本町において、過去の地震災害の発生状況を考慮するとともに、県が実施した地震被害予測調査で明らかにされた各種被害の想定結果を踏まえるものとする。

第1 想定地震及び津波の概要

県が平成24年度から25年度にかけて実施した地震等災害被害予測調査において、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、本町に最も影響を与えるケースでは、町内で、最大震度5強の揺れと最大津波高7.37メートルの津波の発生を想定している。

表 鹿児島県による想定地震等の概要 平成25年3月（鹿児島県地震等災害被害予測調査）

地震（震源）	モーメント マグニチュード (M_w)	最大 震度	最大津波		
			津波の 高さ+1m (分)	最大津波 (分)	津波高 (m)
鹿児島湾直下	6.6	5弱	—	323	1.34
県西部直下 【市来断層帯（市来区間）近辺】	6.7	4	—	360	1.30
甬島列島東方沖 【甬断層帯（甬区間）近辺】	6.9	4	—	220	1.40
県北西部直下 【出水断層帯付近】	6.5	4	—	—	—
熊本県南部 【日奈久断層帯（八代海区間）近辺】	6.8	4	—	—	—
県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	6.6	4	—	—	—
南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘（4連動）】	地震 9.0 津波 9.1	5強	38	49	7.20
種子島東方沖	8.2	6弱	29	41	4.27
トカラ列島太平洋沖	8.2	5弱	47	108	3.32
奄美群島太平洋沖（北部）	8.2	4	150	153	2.79
奄美群島太平洋沖（南部）	8.2	3	165	223	2.58
桜島北方沖【桜島の海底噴火】	—	—	—	—	—

図 南海トラフの巨大地震の震度分布

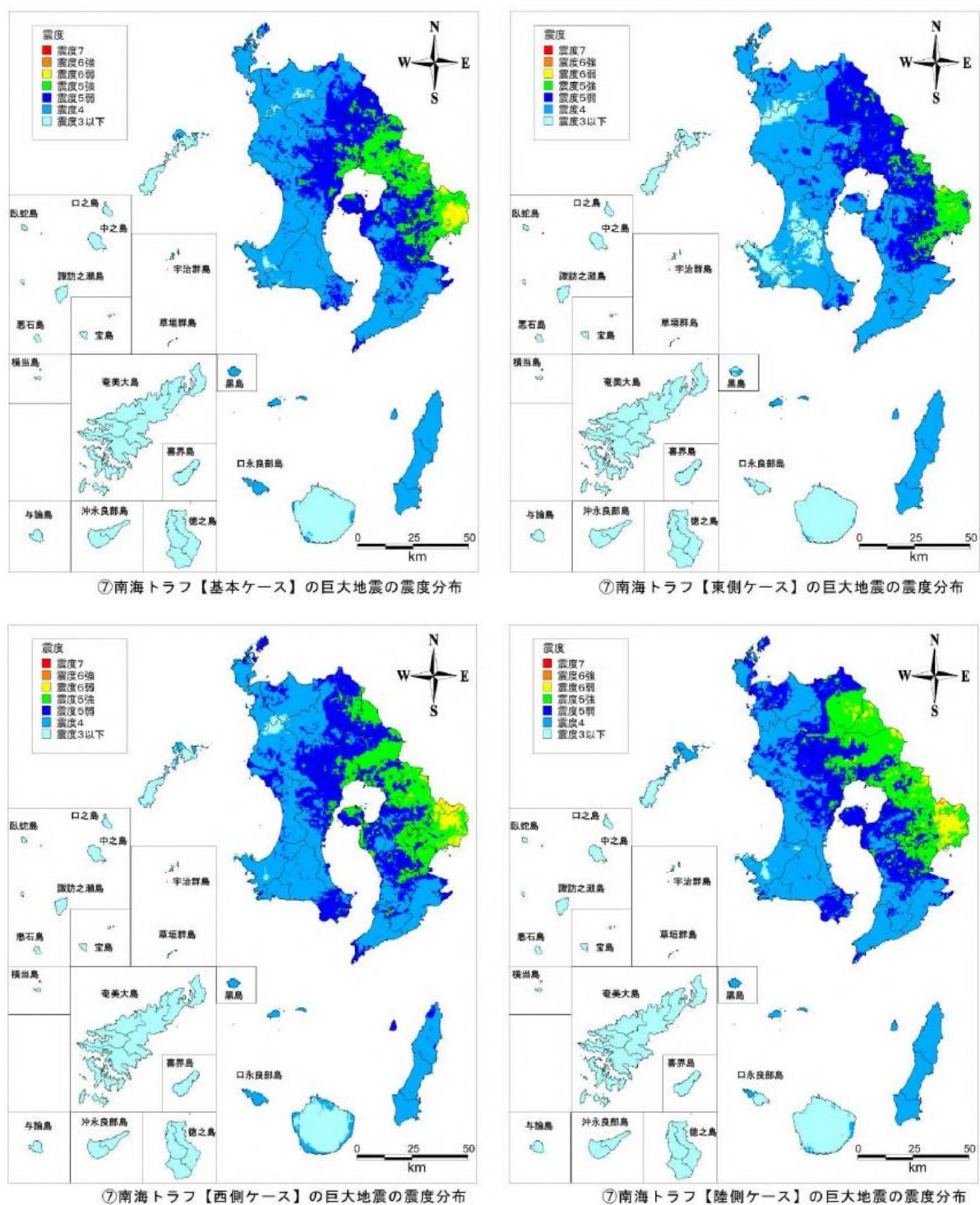
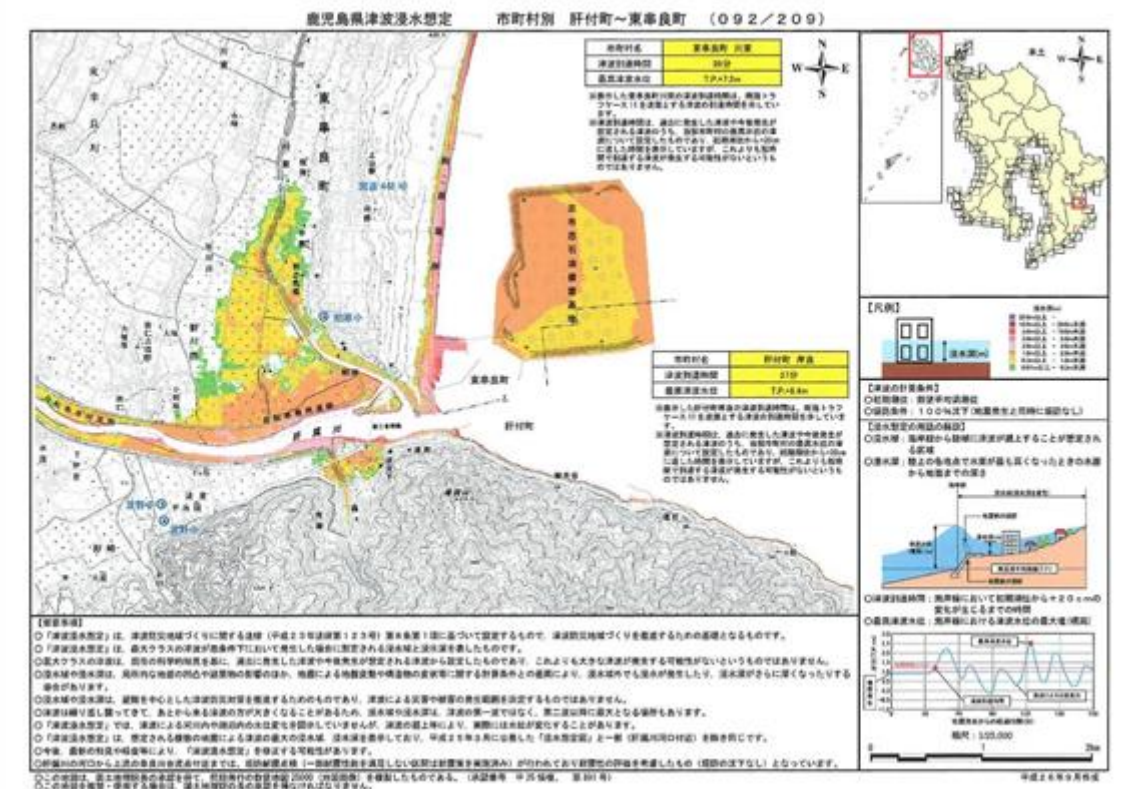


表 想定地震の概要

震源	鹿児島湾直下	南海トラフ	種子島東方沖	県西部直下
マグニチュード	7.1	9.1	8.2	7.2
最大震度	5弱	5強	6弱	4
過去の地震	1914年 (M: 7.1) 桜島地震	1944年 (M: 8.2) 東南海地震	1996年 (M: 6.2) 種子島東方沖	1913年 (M: 5.7-5.9) 串木野



第2 被害の想定

県が実施した地震等災害被害予測調査では、最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合において、本町で被害が最大となるケースとして、次のとおりの被害が想定されている。

表 南海トラフ地震（地震動：西側ケース、津波：CASE11）による本町の被害想定

項目		被害想定結果	被害の概況	
建物被害	全壊・焼失棟数	670 棟	液状化	650 棟
			揺れ	0 棟
			斜面崩壊	—
			津波	20 棟
			火災	0 棟
	半壊棟数	2,300 棟	液状化	2,200 棟
			揺れ	10 棟
			斜面崩壊	—
			津波	40 棟
			火災	0 棟
人的被害	死者数	40 人	津波	40 人
	負傷者数	10 人	津波	10 人
	重症者数	0 人	—	—
	要救助者数	0 人	—	—
	要搜索者数	50 人	—	—
	避難者数	被災1日後： 840 人	避難所	510 人
			避難所外	330 人
		被災1週間後： 890 人	避難所	480 人
			避難所外	410 人
		被災1か月後： 830 人	避難所	250 人
			避難所外	580 人
	帰宅困難者数	260 人		
ライフライン被害	上水道被害	断水率：31%	各地で断水が起こる。	
	電力	停電一部地域	一部地域において停電が発生すると想定される。	
	固定電話	不通回線一部地域	一部地域においては回線の混雑が1週間から10日程度続く可能性がある。	

※ 上表は、鹿児島県の「地震等災害被害予測調査」を基に想定。

※ 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。

また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第3 過去に遡った地震の想定

町及び県は、地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。

なお、地震活動の評価、地震発生可能性の長期評価、強震動評価及び津波評価を行っている地震調査研究推進本部と連携する。

第4 時間差発生 of 想定

南海トラフ沿いでは、1854 年の安政東海地震、安政南海地震は約 32 時間の間隔を置いて地震が発生し、1944 年の東南海地震、1946 年の南海地震は約 2 年間の間隔を置いて地震が発生している。このため、県及び市は、南海トラフ沿いにおいて、地震が時間差発生する可能性があることを踏まえ、時間差を置いた複数の地震発生への対応を検討する必要がある。

第5 時間差発生等に備えた対応

1 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的に、別に定めるものとする。

※ 資料編【8. その他 8-3 関連計画等】を参照。

第2部 地震災害予防

第1章 地震災害に強い施設等の整備

地震災害に際して、被害の軽減を図るためには、各防災事業を推進し、被害を未然に防止するとともに、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

このような地震災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進

本町は、地形・地質条件から、急傾斜地崩壊等の被害を受け易く、地震災害時においても、斜面災害、液状化、農地災害等の被害が予想される。

このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

土砂災害・液状化等の防止対策の推進

土砂災害の防止対策

液状化災害の防止対策

農地災害等の防止対策

第1 土砂災害の防止対策

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第1章 災害に強い施設等の整備 第1節 土砂災害等の防止対策の推進 第1 土砂災害の防止対策】に準ずる。

第2 液状化災害の防止対策

1 法令遵守の指導

町及び県は、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っている。現行の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

2 地盤改良及び構造的対策の推進

地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。

また、地震災害時には、市街化が進んだ低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測される。したがって、今後、町及び県は、新規開発等の事業において以下の液状化対策を推進する。

(1) 地盤改良の推進

新規都市開発、市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等にあたっては、地盤改良等の推進を図る。

(2) 構造的対策の推進

町及び県等の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で、液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

3 液状化対策手法の周知

町及び県は、これまで液状化対策に関し町民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが、将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等についても、町民や関係方面への周知に努める。

第3 農地災害の防止対策

1 農地災害等の防止対策

県は、ため池等の老朽化した農業用施設については、町と連携を図りながら緊急度の高い箇所から優先的に改修工事を行い、防災力の向上に努める。

また、既存のダムや農道橋などの主要な施設については、定期的に点検を行い、必要に応じて耐震化の診断をするなど、地震災害時に備えた対策を推進する。

2 危険箇所の把握及び情報周知

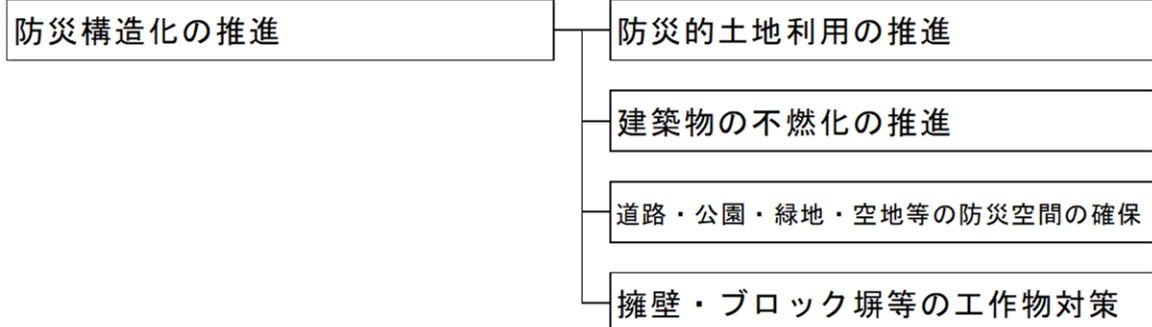
県及び町は、ため池などが地震により決壊した場合、人命に関わる被害が想定される施設について、浸水想定区域などを把握するための調査を行う。

町は、得られた調査結果に基づき、危険箇所等の情報を町の防災マップ等に明示し、地域住民へ周知する。

第2節 防災構造化の推進

都市等の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで個別に実施されてきた都市等の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

また、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発にともなう指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、風水害等に備えた安全な都市環境の整備を推進する。



第1 防災的土地利用の推進

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第1章 災害に強い施設等の整備 第3節 防災構造化の推進 第1 防災的土地利用の推進】に準ずる。

第2 建築物の不燃化の推進

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第1章 災害に強い施設等の整備 第3節 防災構造化の推進 第2 建築物の不燃化の推進】に準ずる。

第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第1章 災害に強い施設等の整備 第3節 防災構造化の推進 第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保】に準ずる。

第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第1章 災害に強い施設等の整備 第3節 防災構造化の推進 第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策】に準ずる。

5 自動販売機の転倒防止

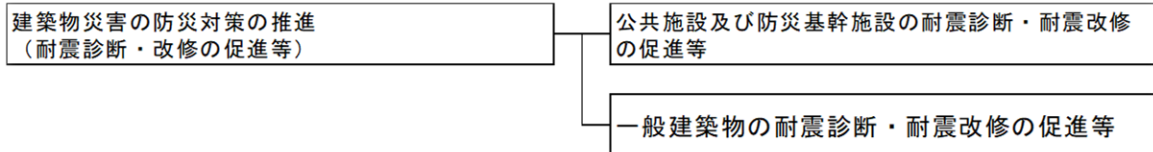
自動販売機の普及に合わせて、地震災害時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されている。道路管理者においては、道路上の違法設置の撤去を指導するとともに、設置者においては、道路上の違法設置の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の

転倒防止措置を徹底することによる安全化を図る。

第3節 建築物災害の防災対策の推進（耐震診断・改修の促進等）

地震災害時には、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。

このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。



第1 公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第1章 災害に強い施設等の整備 第4節 建築物災害の防災対策の推進 第1 公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保】に準ずる。

3 液状化の恐れがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、県及び町は、液状化危険の高い地域の公共建築物については、防災上の重要性を考慮し、地震災害時にその機能が損なわれないことがないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

第2 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

1 町民等への意識啓発

町及び県は、町民に対し、以下の意識啓発を実施する。

(1) 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

(2) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

(3) 一般に対する指導啓発内容

- ① 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発
- ② 天井材等の非構造部材の脱落防止等の脱落防止対策の推進

- ③ がけ地近接危険住宅の移転に対する指導
- ④ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

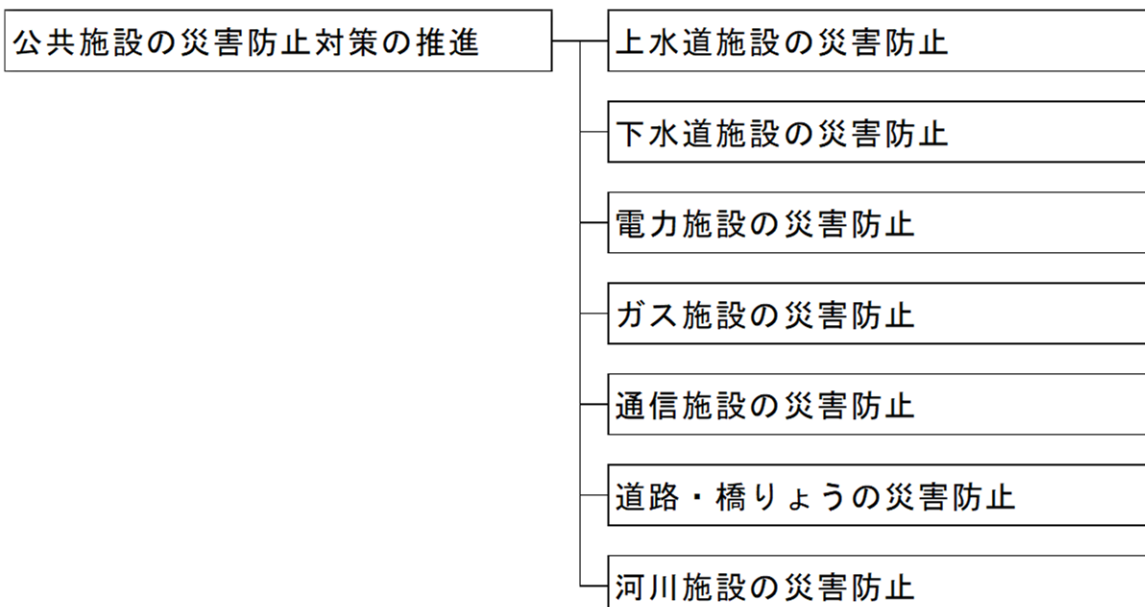
2 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

不特定多数の者が利用する病院、旅館、ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物等の施設については、「建築物防災週間（毎年 春（3月1日～3月7日）と秋（8月30日～9月5日））」において、消防機関等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全を確保するため、積極的な指導を推進する。

第4節 公共施設の災害防止対策の推進

上下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設、道路・橋りょう、港湾・漁港、河川、砂防施設等の公共施設等は、都市・地域生活の根幹をなすものであり、これらが地震・津波により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特にライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町、県及びライフライン事業者は、ライフライン施設について、地震災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限に止め、早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。



第1 上水道施設の災害防止

1 地震に強い水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は、生命の維持や日常生活に不可欠なため、町は、地震に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き、以下の対策により、被害発生抑制と影響の最小化を図り、地震に強い上水道施設の整備を推進する。

特に、重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に施設の耐震化を推進するものとする。

- (1) 水源施設、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 耐震性能の低い石綿セメント管等から耐震性能を有する管種・継手への早期転換の推進
- (3) 老朽化した浄水場等の構造物、導水管等の基幹管路の点検・補強及び計画的な更新の推進
- (4) 水場等の基幹施設、導水管等の基幹管路の耐震化・停電対策の推進

- (5) 災害拠点病院や避難拠点施設へ配水する管路の耐震化の推進
- (6) 配水池の大容量化及び緊急遮断弁の設置の推進
- (7) 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
- (8) 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進
- (9) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進

2 応急体制の確立、給水施設等の整備の推進

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

(1) 水源の確保

将来の水需要の増大に対応して新たな水源の確保に努める。

(2) 埋設管の被害軽減

埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件下にある施設の被害軽減に努める。

(3) 災害時応急体制の確立

地震災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備を行い、災害時には関係者と連携してその体制の実行に努める。

(4) 資機材の点検

応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について確認しておく。

(5) 広域応援体制

地震災害時の水不足を防止し、安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携を推進する。

① 水資源の確保・配給体制

② 災害時の応急復旧体制

③ 資機材の確保体制

④ 災害時の職員及び工事関係者の対応マニュアルの作成

⑤ 広域的水源対策（海水淡水化等）の活用

⑥ 給水車、配給用ポリ容器・袋・貯留タンク等の調達確保の検討

第2 下水道施設の災害防止

1 老朽施設、管路施設等の点検・補修

下水道施設は、震災に備え機能が保持できるよう施設整備を推進する。

- (1) 耐震性の劣る配管から铸铁管等への敷設替え推進
- (2) 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 広域的なバックアップ体制の推進
- (4) 処理場等の耐震化・停電対策の推進

2 応急体制の確立、仮設トイレ等の整備の推進

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

- (1) 埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件下にある施設の被害軽減に努めるため、道路管理者や地下埋設物管理者の連携のもと、管網の現況把握及び台帳作成について検討する。
- (2) 地震災害時の緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備を行い、地震災害時には関係者と連携してその体制の実行に努める。
- (3) 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について検討する。
- (4) 災害時は水の供給不足から処理が不能となることを想定し、仮設トイレの確保と周辺環境の整理について、地域住民との連携協力体制を図っていく。
- (5) 汚物の貯留・中継施設の確保、処理施設代替え方策等について、周辺市町との連携協力体制を図っていく。
- (6) 下水道工事計画にあわせての老朽管路の更新を拡充する。

第3 電力施設の災害防止

1 電力設備の地震・津波災害予防措置

九州電力株式会社は、以下の方法により地震災害に伴う電力施設被害防止のための恒久的設備対策を推進し、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための対策を実施する。

(1) 水力発電設備

水力発電設備の耐震設計は、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準等により行う。電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

(2) 送電設備

① 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

② 地中電線路

送電設備の終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。また、送電線設備は地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(3) 変電設備

変電設備機器の耐震設計は、変電設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所における電気設備の耐震設計指針」により行う。建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

(4) 通信設備

屋内設備装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

2 防災業務施設及び設備の整備

(1) 観測、予報施設及び設備の強化、整備

局地的気象の観測を行うことにより、テレビ、ラジオ、インターネット等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ雨量、流量、潮位、波高等の観測施設及び設備の強化、整備を図る。

(2) 通信連絡施設及び設備の強化、整備

災害時の情報連絡、指示、報告のため、必要に応じ無線、有線設備等の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

3 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努め、災害対策用資機材の輸送計画を樹立し、車両、船艇、ヘリコプター等の輸送体制の確保に努める。また、常にその数量を把握しておき、入念な整備点検を行い非常事態に備える。

4 電気事故の防止対策

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に、常日頃から、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関のほか、ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及びパンフレット、チラシの作成配布による広報活動を行う。

(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(2) 電柱の倒壊破損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに九州電力送配電(株)鹿屋配電事業所に連絡すること。

(3) 断線垂下している電線には絶対触れないこと。

(4) 浸水・雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

(5) 屋外に避難するときは、安全器又はブレイカーを必ず切ること。

(6) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

(7) その他事故防止のため留意すべき事項。

また、病院等の重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

5 防災訓練による施設復旧体制の整備

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施するとともに、国及び地方公共団体が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第4 ガス施設の災害防止

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第1章 災害に強い施設等の整備 第5節 ライフラインの災害防止対策の推進 第4 ガス施設の災害防止】に準ずる。

第5 通信施設の災害防止

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第1章 災害に強い施設等の整備 第5節 ライフラインの災害防止対策の推進 第5 通信施設の災害防止】に準ずる。

第6 道路・橋りょうの災害防止

1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出・救助、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、道路管理者は、既存道路施設等の確保を基本に、以下の防災、耐震対策等に努める。

(1) 所管道路の防災補修工事

道路機能を確保するため、所管道路については、橋りょう定期点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

(2) 所管道路の橋りょうにおける耐震対策工事

所管道路における橋りょうの機能を確保するため、管理者においては、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の耐震対策工事を実施する。

(3) トンネルの補強

トンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要であると指摘された箇所について、トンネルの補強を実施する。

2 緊急輸送道路ネットワークの形成

地震・津波の発生直後からの救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救助物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替製を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、上記による防災、耐震対策を推進する。

3 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、地震・津波災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車や工作車等の道路啓開用資機材の確保と体制を整える。

第7 河川施設の災害防止

1 河川施設の災害防止事業の推進

(1) 河川施設の整備状況

町は、台風常襲地帯、多雨地帯、特殊土壌地帯という極めて厳しい自然条件のもとにあり、さらに、宅地化等による土地利用の変化のため、河川の安全度は低下する傾向にある。しかしながら、県と連携し、一級河川、二級河川の未改修河川については、長期的展望に立って、緊急度の高い氾濫区域の洪水防ぎょを主眼とし、河川環境にも十分配慮しつつ整備事業を推進している。

(2) 河川施設の整備方策

改修済みの河川は、一定規模の風水害に耐えうるよう整備されており、通常地震に対しても堤防への大きな被害は生じないと思われるが、通常水位や潮位に比べて、境内地盤が低いところや、護岸施設等の老朽化が進行しているところでは、地震災害時の液状化等による堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらす恐れがある。

このため、河川管理者は、地震災害を念頭にした河川堤防の災害防止対策として、後背地の資産状況等を勘案し、必要区間に対する整備を進める。

2 河川水の取水体制の整備

河川管理者は、地震災害時の断水に伴い、消防水利や生活用水が不足する事態に備え、河川水等を緊急時の消火・生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を促進する。

第5節 危険物災害等の防止対策の推進

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により、危険物災害等による被害が予想される。

このため、地震災害時の危険物や高圧ガス等の漏洩・爆発等による被害を極力最小限に押えられるように予防措置を実施し、危険物災害等の防止対策を推進する。

危険物災害等の防止対策の推進

危険物災害の防止

高圧ガス施設の災害防止

第1 危険物災害の防止

1 危険物施設の保安監督・指導

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

2 危険物取扱者への保安教育の徹底

消防本部は、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において取扱作業に従事する危険物取扱者に対して、消防法に基づく取扱作業の保安に関する講習を実施する。

第2 高圧ガス施設の災害防止

1 高圧ガス保安施設の監督・指導

消防本部は、高圧ガス保安法等の規制を受ける高圧ガス施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び高圧ガス取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施するよう指導し、保安の確保に努めさせるとともに、高圧ガス保安法等の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

2 高圧ガス取扱者への保安教育の徹底

県は、高圧ガス関係団体と連携し、高圧ガス施設又は事業所において、高圧ガス取扱作業に従事する者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施する。

第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業を推進する。

町は、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて、地震防災上特に緊急を要する以下の施設の整備を重点的・計画的に推進する。

また、地震防災対策特別措置法に基づき、町が実施する施設等の整備を定める。

第1 地震防災緊急事業五箇年計画

1 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法第2条において、知事は、人口や産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然条件を総合的に勘案して、地震により著しい被害が発生すると見込まれる地区について「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができると定められている。

2 計画年度

第一次地震防災緊急事業五箇年計画（平成8～12年度）

第二次地震防災緊急事業五箇年計画（平成13～17年度）

第三次地震防災緊急事業五箇年計画（平成18～22年度）

第四次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23～27年度）

第五次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～32年度）

第六次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3～7年度）

3 対象事業

地震防災対策特別措置法に基づき町が実施する事業は、次の対策及び施設の整備等を対象とする。

（1）避難地

（2）避難路

（3）消防用施設

（4）消防活動が困難である区域の解消に資する道路

（5）緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設

（6）共同溝、電線共同溝の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

（7）公的医療機関等、その他法令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

（8）社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

（9）公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

（10）公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

-
- (11) 上記（7）～（10）までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (12) 海岸保全施設又は河川管理施設
 - (13) 砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
 - (14) 地域防災拠点施設
 - (15) 防災行政無線設備、その他の施設又は設備
 - (16) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
 - (17) 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
 - (18) 救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
 - (19) 老朽住宅密集地に係る地震防災対策

第7節 地震防災研究の推進

県、町及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、地震及び地震防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

地震防災研究の推進

重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地域危険度の調査研究

第1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地震動や液状化、津波等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物、港湾等の耐震性や液状化、津波等による機能障害の予測等に関する調査研究に努める。

第2 地域危険度の調査研究

町は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険度を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ等の作成に努める。

第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え

地震災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

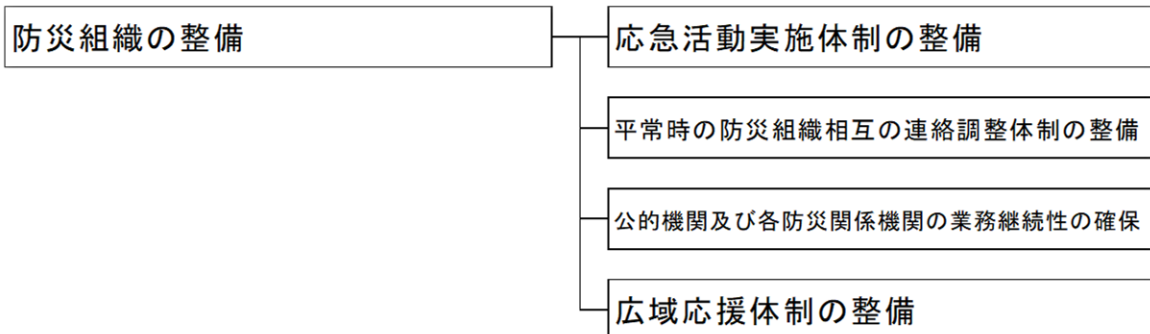
このような震災対策の事前の備えについて定める。

第1節 防災組織の整備

地震が発生した場合、人命の損傷をはじめ、家屋の崩壊、火災、がけ崩れ、津波や水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。



第1 応急活動実施体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第1節 防災組織の整備 第1 応急活動実施体制の整備】に準ずる。

4 庁内執務室の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室の安全確保に努める。

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第1節 防災組織の整備 第2 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備】に準ずる。

第3 公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

町及び各防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、平常時から訓練等を実施し、業務継続計画の評価・検証等を行い、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しなどに努める。

- ※ 資料編【8. その他 8-3 関連計画等】を参照。

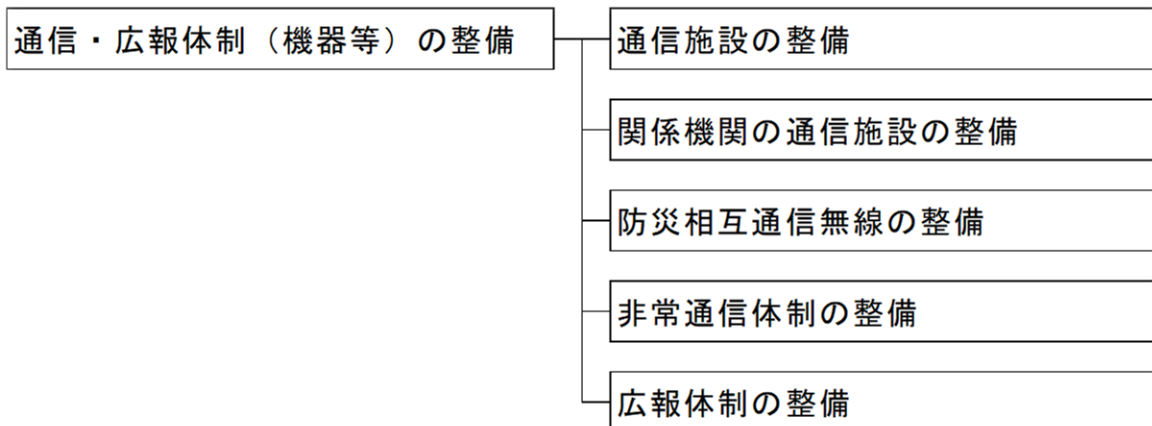
第4 広域応援体制の整備

- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第1節 防災組織の整備 第3 広域応援体制の整備】に準ずる。

第2節 通信・広報体制（機器等）の整備

大規模な地震・津波が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力をあげて対応するため、町、県及び防災関係機関は、災害に強い複数の通信回線の確保や長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化などの通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。



第1 通信施設の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備 第1 通信施設の整備】に準ずる。

第2 関係機関の通信施設の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備 第2 関係機関の通信施設の整備】に準ずる。

第3 防災相互通信無線の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備 第3 防災相互通信無線の整備】に準ずる。

第4 非常通信体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備 第4 非常通信体制の整備】に準ずる。

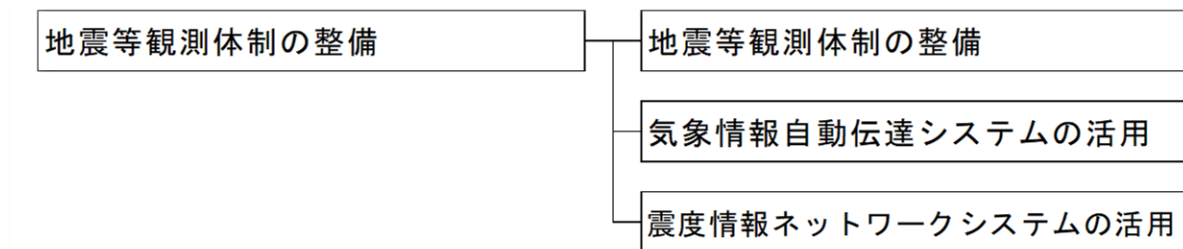
第5 広報体制の整備

- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備 第5 広報体制の整備】に準ずる。

第3節 地震等観測体制の整備

地震等による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力する。



第1 地震等観測体制の整備

1 鹿児島地方気象台における気象業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁気象業務計画に基づき、地震・津波災害等に関する気象業務体制の整備充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

県下及びその周辺域の地震活動等を監視するため、地震計や津波観測施設などを適切に整備配置し、地震観測及び津波観測を実施するとともに、関係行政機関、県、町等と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 情報伝達体制の整備

気象庁が発表する地震等に関する情報等を迅速かつ的確に発表し、関係機関等に伝達できる体制の整備に努める。

(3) 地震・津波関係資料のデータベース化の構築

災害発生時等において、地震・津波情報や津波警報等を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の地震・津波関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

2 町等の地震・津波観測体制の整備

町、県及び主要関係機関における観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、地震計、自記雨量計、自記水位計等の整備充実を図る。

また、町、県は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び設備等の充実を図るよう努める。

第2 気象情報自動伝達システムの活用

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第3節 気象観測体制の整備 第2 気象情報自動伝達システムの活用】に準ずる。

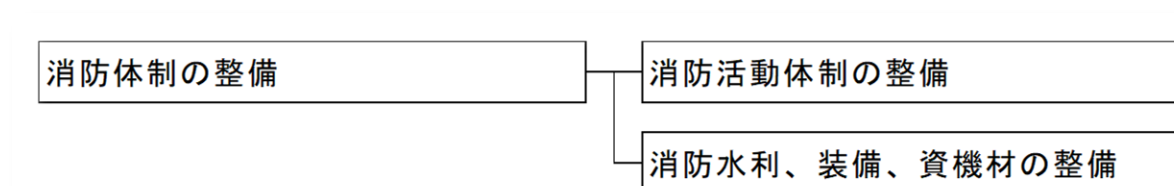
第3 震度情報ネットワークシステムの活用

町、県及び消防庁をネットワークで結んだ震度情報ネットワークシステムにより、町内に配備された計測震度計を活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

第4節 消防体制の整備

地震の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。

このため、消防本部等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防水利、装備、資機材等の整備を推進する。



第1 消防活動体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第4節 消防体制の整備 第1 消防活動体制の整備】に準ずる。

第2 消防水利、装備、資機材の整備

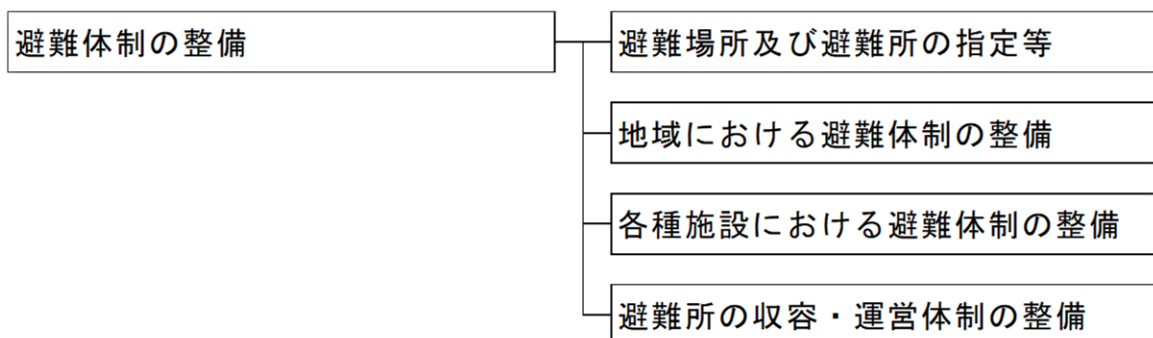
※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第4節 消防体制の整備 第2 消防水利、装備、資機材の整備】に準ずる。

第5節 避難体制の整備

地震災害時には、延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震災害時における町長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領、防災マップ及び標高表示板等を作成し、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。

なお、避難に際しては、特に、高齢者、障がい者その他の要配慮者の安全避難について留意する。



第1 避難場所及び避難所の指定等

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第5節 避難体制の整備 第1 避難場所及び避難所の指定等】に準ずる。

第2 地域における避難体制の整備

1 避難の指示・誘導体制の整備

(1) 避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第5節 避難体制の整備 第2 地域における避難体制の整備 1 避難の指示・誘導体制の整備 (1) 避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化】に準ずる。

※ 津波については、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難指示等の発令の遅れにつながる危険があるため、「強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合」又は「津波警報を覚知した場合」は避難指示を直ちに発令することとする。特に、「大津波警報を覚知した場合」は、短時間での避難が求められるので、町長の事前命令として総務課長が覚知と同時に避難指示を発令することとする。

なお、我が国から遠く離れた場所で発生した地震（遠地地震）に伴う津波のように到着

までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到着予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。

町は、この情報の後に津波警報等が発表される可能性があることを踏まえ、高齢者等避難又は避難指示の発令を検討するものとする。

(2) 避難指示等の実施要領

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第5節 避難体制の整備 第2 地域における避難体制の整備 1 避難の指示・誘導体制の整備 (2) 避難指示等の実施要領】に準ずる。

(3) 避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

- ① 避難活動は、基本的に自主避難を原則とし、避難誘導を必要とする場合には、消防団や自主防災組織等のもとで組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、避難行動要配慮者の安全な避難を最優先する。
- ② 災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、地震の場合は建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地滑り等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。
- ③ 状況に応じて誘導員の配置、車両による移送などの方法を講じておく。

2 自主避難体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第5節 避難体制の整備 第2 地域における避難体制の整備 2 自主避難体制の整備】に準ずる。

3 避難指示等の伝達方法の周知

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第5節 避難体制の整備 第2 地域における避難体制の整備 3 避難指示等の伝達方法の周知】に準ずる。

4 要配慮者の避難体制の強化

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第5節 避難体制の整備 第2 地域における避難体制の整備 4 要配慮者の避難体制の強化】に準ずる。

第3 各種施設における避難体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第5節 避難体制の整備 第3 各種施設における避難体制の整備】に準ずる。

第4 避難所の収容・運営体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への

備え 第5節 避難体制の整備 第4 避難所の収容・運営体制の整備】に準ずる。

第6節 救助・救急体制の整備

地震災害時には、建物倒壊、火災、水害、地滑り等の被害の可能性が危惧され、多数の救助救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

救助・救急体制の整備

救助、救急体制の整備

救助、救急用装備・資機材の整備

第1 救助、救急体制の整備

大規模な地震・津波災害時には、多数の建物被害が発生し、数十から数百の要救出現場や多数の重軽傷者が予想されるため、町、消防機関及び関係機関等は、次の救助、救急体制の整備に努める。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

1 関係機関等による救助、救急体制の整備

- (1) 消防本部、消防署を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。
- (2) 町は、町内で予想される災害、特に建物崩壊等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。
- (3) 救急救護活動を効果的に実施するため、県及び消防本部と連携し、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、消防団員の教育訓練を充実させる。
- (4) 傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。
- (5) 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- (6) 土砂崩れ等による生き埋め等からの救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。
- (7) 警察署、自衛隊、海上保安部及び関係機関等と、日頃から、相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。
- (8) 消防団は日頃から、地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

※ 救急救命士・・・救急救命士法に基づき、医師の指示の下に、救急救命処置を行う者をい

います。

2 孤立化集落対策

町は、地震・津波災害等で孤立化が予想される地域について、県が定める「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や被害が想定される地域と町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

また、次の事項についても考慮し、十分に検討する。

① 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保

衛星携帯電話や防災無線拡声子局のアンサーバック機能等、相互連絡が可能な手段の整備に努める。

② 通信機器の住民向け研修の充実

整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）・地域コミュニティ無線などは集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。

③ 人工透析患者などの緊急輸送手段の確保

ヘリコプターが離着陸可能なスペースの確保や、漁協等との人員・物資等の輸送に関する協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。

④ 非常用発電機の備蓄

停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の備蓄に努める。

（１）孤立化のおそれのある集落の把握

町は、道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考に、警察、消防、大隅地域振興局（建設部）、NTT西日本等防災関係機関から意見を聴取する。

① 道路状況

- 集落につながる道路等において迂回路がない。
- 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
- 集落につながる道路等においてトンネルや橋りょう等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

② 通信手段

- 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

（２）孤立化の未然防止対策

町は、孤立化を未然に防止するため、県及び防災関係機関等と連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

- ① 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（振興会長、班長、消防団員等）を災害情報連絡員とする等、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。
- ② 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、九州電力、N T T西日本などの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- ③ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- ④ 防災行政無線拡声子局のアンサーバック機能については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に使用方法を周知しておくなど連絡手段の多様化を図る。
- ⑤ 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。
- ⑥ 道路管理者は、孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、町、県等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

（3）孤立化した場合の対応

- ① 町は、孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
- ② 避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
- ③ その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

3 住民の救助、救急への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救助、救急への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は、日頃から防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

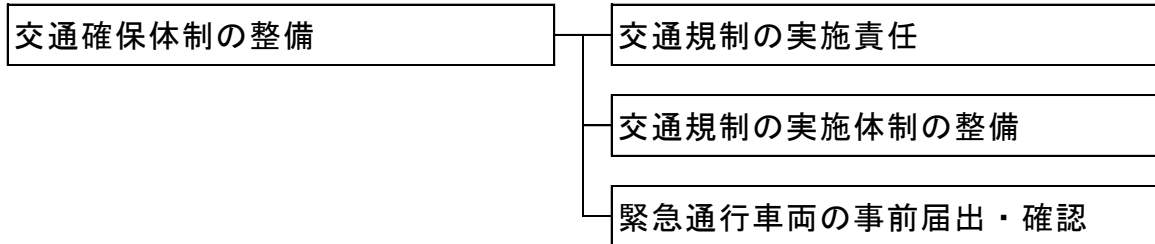
第2 救助、救急用装備・資機材の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第6節 救助・救急体制の整備 第2 救助、救急用装備・資機材の整備】に準ずる。

第7節 交通確保体制の整備

地震災害時には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生することが予想されるので、交通の混乱を防止し、救急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。



第1 交通規制の実施責任

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第7節 交通確保体制の整備 第1 交通規制の実施責任】に準ずる。

第2 交通規制の実施体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第7節 交通確保体制の整備 第2 交通規制の実施体制の整備】に準ずる。

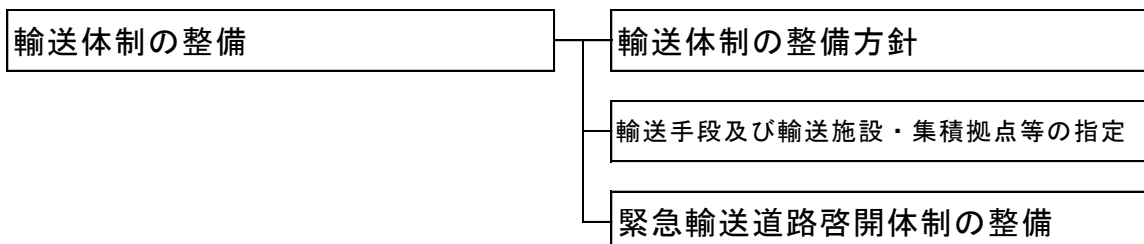
第3 緊急通行車両の事前届出・確認

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第7節 交通確保体制の整備 第3 緊急通行車両の事前届出・確認】に準ずる。

第8節 輸送体制の整備

地震災害時には、被害者の避難、並びに災害応急対策、及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。



第1 輸送体制の整備方針

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第8節 輸送体制の整備 第1 輸送体制の整備方針】に準ずる。

第2 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第8節 輸送体制の整備 第2 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定】に準ずる。

第3 緊急輸送道路啓開体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第8節 輸送体制の整備 第3 緊急輸送道路啓開体制の整備】に準ずる。

第9節 医療体制の整備

地震災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。

医療体制の整備

緊急医療体制の整備

医療用資機材・医薬品等の整備

第1 緊急医療体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第9節 医療体制の整備 第1 緊急医療体制の整備】に準ずる。

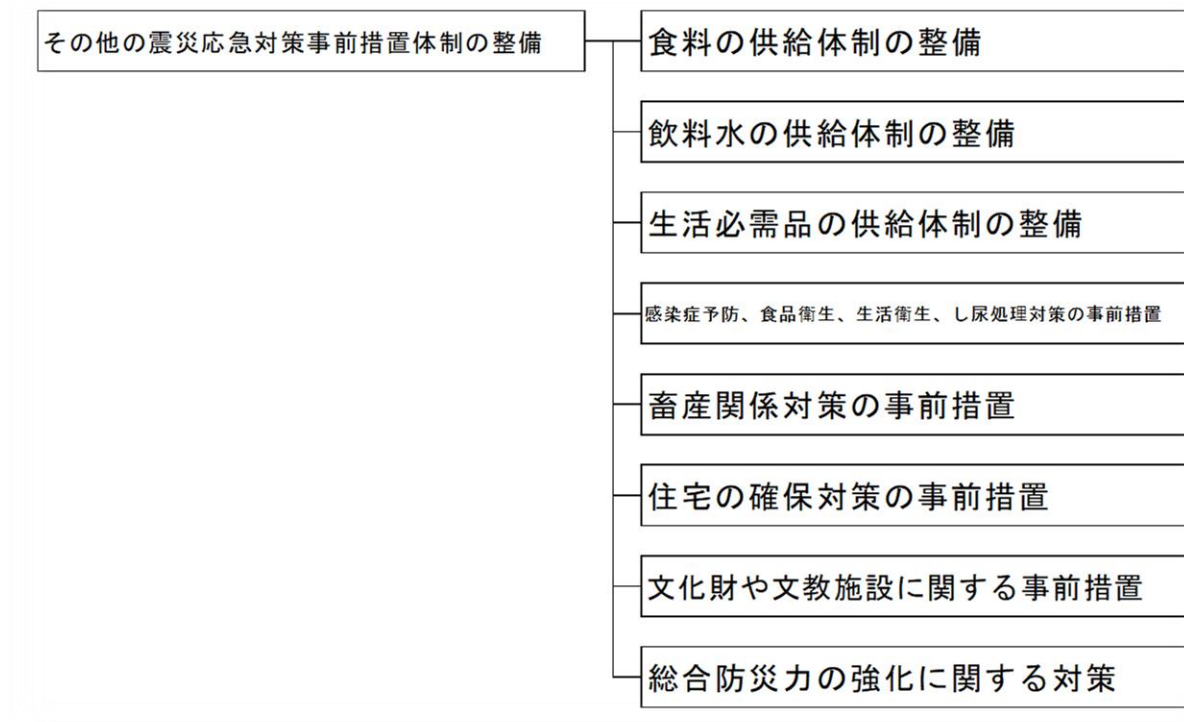
第2 医療用資機材・医薬品等の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第9節 医療体制の整備 第2 医療用資機材・医薬品等の整備】に準ずる。

第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備

町及び県は、その他の震災応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が予想されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる飲料、飲料水、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄・調達体制等の整備に努める。



第1 食料の供給体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第1 食料の供給体制の整備】に準ずる。

第2 飲料水の供給体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第2 飲料水の供給体制の整備】に準ずる。

第3 生活必需品の供給体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第3 生活必需品の供給体制の整備】に準ずる。

第4 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿処理対策の事前措置

- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第4 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿処理対策の事前措置】に準ずる。

第5 畜産関係対策の事前措置

適切な防疫対策を指導できるよう、防疫体制を整備するとともに、災害発生時に、関係機関・団体間で、速やかな情報伝達と協力が行えるよう、日ごろから連携の強化に努める。

特に、家畜に必要不可欠な飼料の供給にあたっては、飼料工場や主要港等の主な飼料関係施設が被災した際にも飼料の確保が図られるよう、国及び県内の飼料取扱業者等と積極的な協力体制の構築を図る。

第6 住宅の確保対策の事前措置

- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第6 住宅の確保対策の事前措置】に準ずる。

第7 文化財や文教施設に関する事前措置

- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第7 文化財や文教施設に関する事前措置】に準ずる。

第8 総合防災力の強化に関する対策

- ※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え 第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 第8 総合防災力の強化に関する対策】に準ずる。

第3章 町民の防災活動の促進

地震災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より、町民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、町民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

このような町民の防災活動の促進について、その対策を定める。

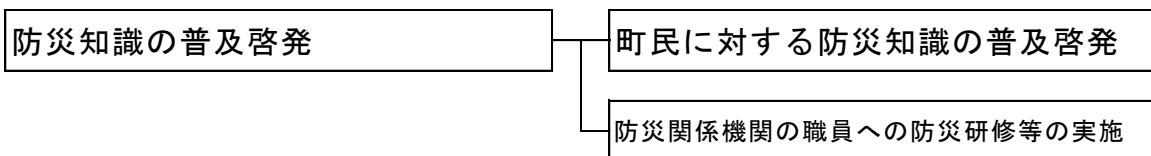
第1節 防災知識の普及啓発

地震災害に際して的確な行動がとれるよう、町民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を促進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、町は、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

なお、防災知識の普及・啓発の推進に当たっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないように留意する。



第1 町民に対する防災知識の普及啓発

1 基本的な考え方

- (1) 町及び県は、地震や津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。

また、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努め、報道機関等

の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

(2) 町及び県等は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図る。

- ① 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき、又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識
- ② 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
- ③ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報
- ④ 地震や津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性
- ⑤ 警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動
- ⑥ 旅行先などで、地震・津波災害に遭う可能性があること

2 町民への防災広報等による防災知識の普及啓発

(1) 防災広報等による防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

町民への防災知識の普及は、以下に示す各種媒体を活用して行う。

- ① ラジオ、テレビ、地域コミュニティ無線設備
- ② 新聞
- ③ 町ホームページ
- ④ 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）
- ⑤ 映画、ビデオ、スライドの活用
- ⑥ 広報車の巡回
- ⑦ 講習会等の開催
- ⑧ その他

(2) 防災知識の普及啓発の内容

町民への防災知識の普及啓発の内容は、概ね以下のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行う。

① 町民等の責務

ア 自ら災害に備えるための手段を講じること

自ら防災対策を行うとともに、町、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

イ 自発的に防災活動に参加すること

地域における防災対策を行うとともに、町、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

② 地域防災計画の概要

③ 災害予防措置

ア 家庭での予防・安全対策

(ア) 災害に備えた2～3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

イ 出火防止、初期消火等の心得

ウ 家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生した時の行動

エ 警報等の発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難場所での行動

オ 災害時の家族内の連絡体制の確保について、あらかじめ決めておくこと

カ 災害危険箇所の周知

キ 避難路、緊急避難場所等及び避難方法の確認

ク 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備

ケ 船舶等の避難措置

コ 農作物の災害予防事前措置

サ 気象庁が発表する緊急地震速報の仕組みと対応行動

シ 気象庁が発表する津波警報等、地震津波関係情報の内容

ス 地震・津波に関する基礎知識及び津波避難行動

セ その他

④ 災害応急措置

ア 災害対策の組織、編成、分掌事務

イ 災害調査及び報告の要領、連絡方法

ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領

エ 災害時の心得

(ア) 災害情報の聴取並びに聴取方法

(イ) 停電時の照明

(ウ) 非常食料、身廻り品等の整備及び貴重品の始末

(エ) 屋根・雨戸等の補強

(オ) 排水溝の整備

(カ) 初期消火、出火防止の徹底

(キ) 避難の方法、避難路及び緊急避難場所等の確認

(ク) 高齢者等要配慮者の避難誘導及び緊急避難場所等での支援

オ その他

⑤ 災害復旧措置

⑥ 被災地支援

⑦ その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

(3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行う。

なお、県、町、その他防災機関は、「防災週間（「防災の日」9月1日を含む8月30日～9月5日）」、「防災とボランティアの週間（「防災とボランティアの日」1月17日を含む1月15日～21日）」に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

3 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園、小・中学校における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

町及び県は、学校教育における取組を支援するため、防災教育に関する情報の提供に努め、各学校からの要望に応じて防災出前講座を行う。

青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災研修センター（含防災出前講座）や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、地震等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

4 災害教訓の伝承

町は、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するため調査分析や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

5 県防災研修センターを活用した研修・訓練等の実施

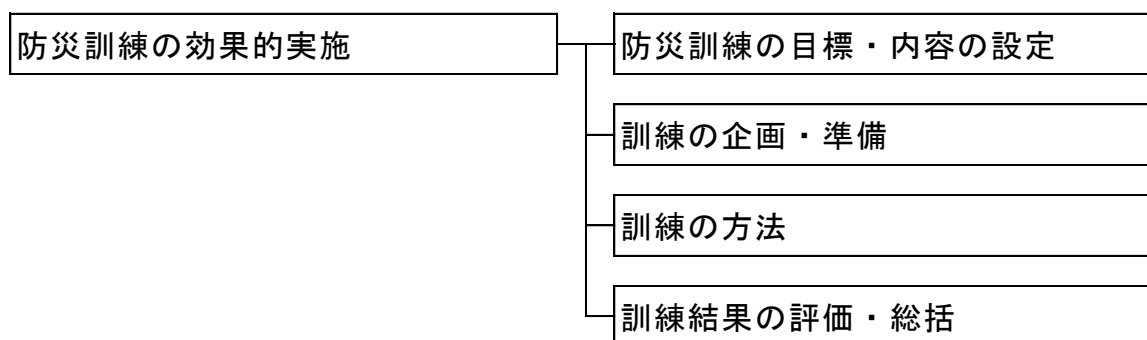
県防災研修センターが実施している各種の災害対策研修や体験訓練、出前講座等を活用し、町民の防災意識を高めるとともに、自主防災組織の活動の充実を図る。

第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第1節 防災知識の普及啓発 第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施】に準ずる。

第2節 防災訓練の効果的实施

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。



第1 防災訓練の目標・内容の設定

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第2節 防災訓練の効果的实施 第1 防災訓練の目標・内容の設定】に準ずる。

第2 訓練の企画・準備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第2節 防災訓練の効果的实施 第2 訓練の企画・準備】に準ずる。

第3 訓練の方法

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第2節 防災訓練の効果的实施 第3 訓練の方法】に準ずる。

第4 訓練結果の評価・総括

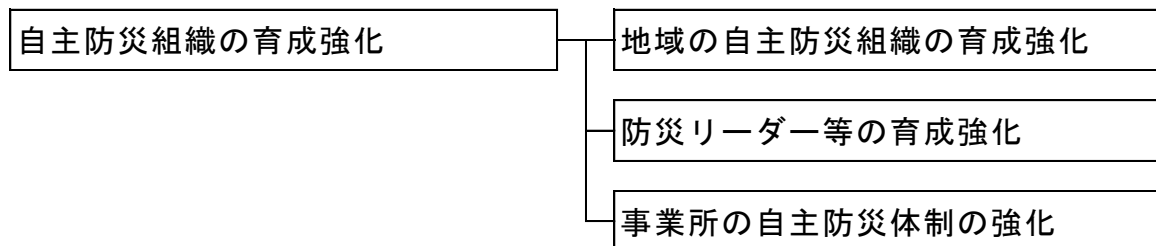
※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第2節 防災訓練の効果的实施 第4 訓練結果の評価・総括】に準ずる。

第3節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、県、町等の行政機関及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、町民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは、保有する事業所においても、自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備える。

町は、自主防災組織活動の活性化を図るため、自主防災組織への助言や、育成強化のための研修・訓練、情報提供に努める。



第1 地域の自主防災組織の育成強化

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第3節 自主防災組織の育成強化 第1 地域の自主防災組織の育成強化】に準ずる。

第2 防災リーダー等の育成強化

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第3節 自主防災組織の育成強化 第2 防災リーダー等の育成強化】に準ずる。

第3 事業所の自主防災体制の強化

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第3節 自主防災組織の育成強化 第3 事業所の自主防災体制の強化】に準ずる。

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進】に準ずる。

第5節 防災ボランティアの育成強化

地震災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が、消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、地震災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

防災ボランティアの育成強化

防災ボランティアとの連携体制の整備

防災ボランティア活動支援のための環境整備

第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第5節 防災ボランティアの育成強化 第1 防災ボランティアとの連携体制の整備】に準ずる。

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第5節 防災ボランティアの育成強化 第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備】に準ずる。

第6節 企業防災の促進

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第6節 企業防災の促進】に準ずる。

第7節 要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障がいを持つもの、外国人、観光客、旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。

今後とも、高齢化や国際化の進展、高速交通網の発達による町内への流入人口の増等に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。

このため、町、県及び防災関係機関は、平素より、災害時要援護者の安全を確保するための対策を推進する。

要配慮者の安全確保

地域における要配慮者対策

社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

第1 地域における要配慮者対策

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第7節 要配慮者の安全確保 第1 地域における要配慮者対策】に準ずる。

第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

※ 一般災害対策編【第2部 一般災害予防 第3章 町民の防災活動の促進 第7節 要配慮者の安全確保 第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策】に準ずる。

第3部 地震災害応急対策

第1章 活動体制の確立

地震災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、町は応急活動体制を確立する。

また、地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要があることから、このような活動体制の確立に係る対策を定める。

第1節 応急活動体制の確立

町は、住民に対する防災対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性にかんがみ、本地域防災計画に規定された防災体制を早期に確立して応急対策に着手する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

応急活動体制の確立

災害状況等に応じた活動体制の確立

災害対策本部組織

災害対策本部の分掌事務

町の動員配備計画

第1 災害状況等に応じた活動体制の確立

町は、町の地域において地震・津波による災害が発生した場合、県、国、防災関係機関等と連携・協力し、地震・津波災害応急対策を実施するとともに、その他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調整を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、町災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策にあたる。

1 災害対策準備体制

(1) 情報連絡体制

町内に震度4の地震が発生したとき、町内に津波注意報が発表されたとき、また南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときは、地震・津波情報や被害状況等の情報を収集するため、総務課、建設課等の職員による情報連絡体制をとる。

(2) 情報連絡体制要員

本部に総務課、建設課等の要員を置く。

2 災害警戒本部の設置

(1) 設置又は廃止

町は、町内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき、町内に津波警報が発表されたとき、また南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき、その他、総務課長が必要と認めたときは、災害が予想される場合において、災害対策本部の設置に至らない状況で災害情報の収集予防応急対策等の災害対策を効率的に実施するため、町長の指示により災害警戒本部を設置する。

また、災害の発生するおそれが解消したと認めるとき又は、災害対策本部を設置した時は災害警戒本部を廃止する。

(2) 組織

災害警戒本部には、災害警戒本部長に総務課長、災害警戒本部副本部長に建設課長をもって充てる。

また、必要に応じて、福祉課長、農林水産課長、住民課長を含め、災害警戒本部長の指名する災害警戒要員を置く。

表 災害警戒本部組織

本部長	災害警戒要員の数	副本部長	災害警戒要員の数
総務課長	本部長の判断による	建設課長	副本部長の判断による
		福祉課長	1
		農林水産課長	1
		住民課長	1
		消防団	2（正副団長）

(3) 災害警戒本部の分掌事務

- ① 気象情報等の収集に関すること
- ② 被害状況の把握に関すること

- ③ 職員への連絡、報告に関すること
- ④ 関係機関への連絡体制に関すること
- ⑤ 災害対策本部への移行準備に関すること
- (4) 災害対策本部への移行

町内の被害状況等から災害応急活動が必要と判断される場合は、速やかに町長にその旨を報告し、災害対策本部に移行しうる体制（第1配備体制）をとる。

3 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部

① 設置又は廃止

ア 災害対策本部の設置基準

町長は、次の基準により災害対策本部を設置する。

- 地震・津波により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、町長が必要と認めるとき
- 町内に特別警報（大津波警報）が発表されたとき
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

イ 災害対策本部の廃止

災害対策本部長は、災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

② 組織

災害対策本部には、災害対策本部長（以下「本部長」という。）に町長を、災害対策本部副本部長に副町長及び教育長を、本部付に総務課長を、また災害対策本部員には各対策部長をもって充てる。

ただし、第一次配備の本部長については、総務課長を充てることができる。

③ 配備体制

災害対策本部は、災害の規模に応じ、第1配備から第3配備体制により、動員配備を行う。

④ 配備の指定

本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。

⑤ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として役場防災庁舎2階に設置する。

役場防災庁舎が被災し、役場防災庁舎内に設置できない場合は、公共施設の中から、被災状況を勘案して、災害対策本部を設置する。

4 現地対策本部の設置及び廃止

(1) 現地災害対策本部

① 設置又は廃止

ア 現地災害対策本部の設置基準

町長は、次の基準より現地災害対策本部を設置する。

- 災害対策本部を設置し、又は設置しようとする場合において、災害の規模及び範囲

等から判断して、現地において災害対策本部の事務の一部を行わせる必要があると認められるとき。

また、設置した際には、「東串良町現地災害対策本部」の標識によって位置を明らかにする。

イ 現地災害対策本部の廃止

- 本部長は、現地において、災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

② 組織

現地災害対策本部には、現地災害対策本部長を町長が指名し、現地災害対策本部員には各対策班の職員をもって充てる。

③ 現地災害対策本部の事務分掌等

現地災害対策本部長は、災害対策本部と連携を取りながら、本部長が指示をした事務を行い、現地災害対策本部の事務を掌握する。

また、事態の推移等により本部長が指示した事務以外の事務を行う必要があると認められるときは、あらかじめ本部長の指示を受けるものとする。

ただし、緊急を要し、本部長の指示を受けるいとまがないときは、自らの判断で必要な事務を行うものとする。この場合、速やかに本部長に報告するものとする。

④ 配備体制

現地災害対策本部は、災害の規模に応じ、第1配備から第3配備体制により、動員配備を行う。

⑤ 配備の指定

本部長は、現地災害対策本部を設置したときは、直ちに配備の規模を指定する。

⑥ 現地災害対策本部の設置場所

現地災害対策本部は、公共施設等の中から被災状況を勘案して、現地災害対策本部を設置する。

5 災害対策本部及び町災害警戒本部の設置又は廃止の通知

町は、災害対策本部（現地災害対策本部を含む。）及び災害警戒本部を設置又は廃止したときは、速やかに関係機関に通知及び公表する。

6 緊急時の災害対策本部設置の決定等

災害対策本部の設置が必要な地震が発生し、通常の災害対策本部設置の事務手続きを行うことができない場合、総務課長は町長に必要事項を報告し、災害対策本部の設置を建議する。

(1) 町長に対し報告すべき事項

- ① 地震の規模
- ② その時点で把握している被害状況
- ③ 被害予測
- ④ 対応状況
- ⑤ その他必要な事項

(2) 町長と速やかに連絡をとることができない場合の設置権者代理順位

- ① 町長に事故や不測の事態があった場合は、東串良町長の職務代理者順位規則に基づき、次に定める順位により、町長の職務を代理する。

- ① 副町長
- ② 総務課長
- ③ 企画課長

以下については、緊急時案の性質及び種類を勘案し、最長年の事務職員とする。

7 本部会議の開催

本部会議は、災害対策本部員によって構成し、災害対策に関する重要な事項を協議する。

第2 災害対策本部組織

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第1節 応急活動体制の確立 第2 災害対策本部組織】に準ずる。

第3 災害対策本部の分掌事務

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第1節 応急活動体制の確立 第3 災害対策本部の分掌事務】に準ずる。

第4 町の動員配備計画

1 配備体制

体制	配備基準	配備体制	活動内容
情報連絡体制	1 町内に震度4の地震が発生したとき 2 町内に津波注意報が発表されたとき 3 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき	(1) 総務課：2名以上 (2) 建設課：1名以上	災害への警戒を行うため、関係機関との連絡・情報収集に努める。
災害警戒本部体制	1 町内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき 2 町内に津波警報が発表されたとき 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき 4 その他、総務課長が必要と認めたとき	(1) 総務課：3名以上 (2) 建設課：1名以上 (3) 福祉課：1名以上 (4) 農林水産課：1名以上 (5) 住民課：1名以上 (6) 消防団：1名以上 ※(3)以下は、必要に応じて災害警戒本部長が判断する。	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備 1 地震・津波により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、町長が必要と認めるとき 2 町内に特別警報(大津波警報)が発表されたとき 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき	(1) 総務対策部：3名以上 (2) 第3災害対策本部の分掌事務「表 災害対策本部における担当課及び分掌事務」に掲げる対策部の関係班：対策部長が必要と認める人数 (3) 消防団：団長が必要と認める人数	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備 1 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき 2 町内に震度5強以下の地震若しくは津波が発生し、全地域にわたり大きな災害が発生し又は発生するおそれのある場合で町長が必要と認めるとき	(1) 総務対策部：5名以上 (2) 第3災害対策本部の分掌事務「表 災害対策本部における担当課及び分掌事務」に掲げる対策部の関係班：対策部長が必要と認める人数 (3) 消防団：団長が必要と認める人数	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。

	第3 配備	1 町内に震度6強以上の地震が発生したとき。 2 町内に震度6弱以下の地震若しくは津波が発生し、全地域にわたり甚大な被害が発生し又は発生するおそれのある場合で町長が必要と認めるとき	全対策部全員	
--	----------	---	--------	--

2 配備の方法

本部長は、地震・津波等により災害発生のおそれのある場合、あるいは災害が発生し直ちに応急対策を実施する必要がある場合、災害対策本部を設置し、各職員に対し電話やメール、庁内放送等最も早い方法で配備体制を指令する。

(1) 職員に対する伝達

- ① 職員の配備は、配備構成表に基づき各班の班長が配備体制に応じて行う。
- ② 各班長は、配備された職員に対し災害状況の周知を図るとともに所属職員の指揮監督を行い災害情報の収集、伝達、調査その他応急対策を実施する体制をとる。
- ③ 休日又は退庁後の職員への伝達は、各班においてあらかじめ定められた連絡方法・系統により行う。

(2) 職員の非常動員

- ① 職員は、勤務時間外又は休日等において災害が突発した場合、又は災害が発生するおそれがある情報等を察知したときは、所属の班長等との連絡をとり、又は自らの判断により災害応急対策活動のため登庁しなければならない。
- ② 総務対策部（本部班）は、突発災害等のために災害応急対策の必要がある場合、町災害対策本部の設置について電話等の最も早い方法で職員に伝達する。

(3) 情報の収集について

- ① 職員は、速やかに集合するとともに、参集途中で出来る限り被害状況を把握し、所属する班長に報告する。また、各部はその被害状況をとりまとめ、総務対策部（本部班）に報告する。
- ② 総務対策部（本部班）は、情報収集（消防無線等による情報伝達）に努める。

(4) 報告

各班長は、配備体制に応じて職員を配置したときは、その状況を本部長へ報告しなければならない。

(5) 配備の決定及び変更

- ア 本部長は、災害の発生が予想されるとき、又は災害の状況により配備体制を決定する。
- イ 本部長は、災害状況の変化により、必要があると認めるときは、本部会議の意見を聴いて配備要員を変更する。

(6) 応援のための動員

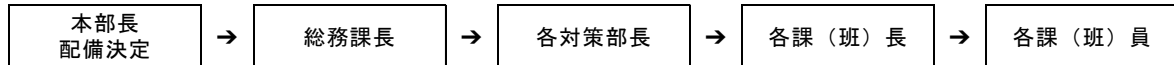
災害対策活動を行うにあたり、各班の職員では不足する場合には、当該班長は本部長に対し応援のための動員を求める。この場合本部長は、応援を命ずる。

また、災害が長期化する場合の交代要員の確保を図る。

(7) 動員配備の指示伝達

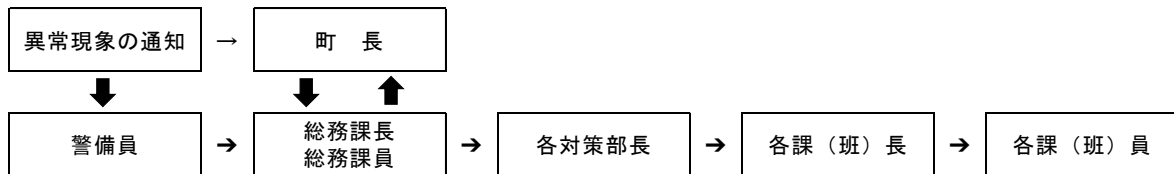
動員配備の伝達は、以下の連絡方法・系統により行う。

① 勤務時間内



② 勤務時間外(退庁後及び休日)

警備員は、次の情報を覚知したときは総務課長又は課員に連絡し、総務課長は町長の指示を仰ぎ、必要に応じ関係課長に連絡する。



3 自主参集

(1) 配備要員に指名された職員の自主参集

配備要員に指名された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であってもテレビ、ラジオ等で放送される気象情報により各種予警報等の発表を覚知し、あるいは災害に遭遇したときに、配備基準に照らして職員自身の自主的な判断により、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

(2) その他の職員の参集

その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

また、配備基準に照らして第3配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する課・局の関係機関等に参集し応急活動に従事するかその地域に残り被害情報の収集にあたるものとする。

第2節 情報伝達体制の確立

地震災害の発生に際して、的確な災害応急対策を遂行するためには、機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確定要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

情報伝達体制の確立

町の災害通信要領

通信計画

第1 町の災害通信要領

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第2節 情報伝達体制の確立 第1 町の災害通信要領】に準ずる。

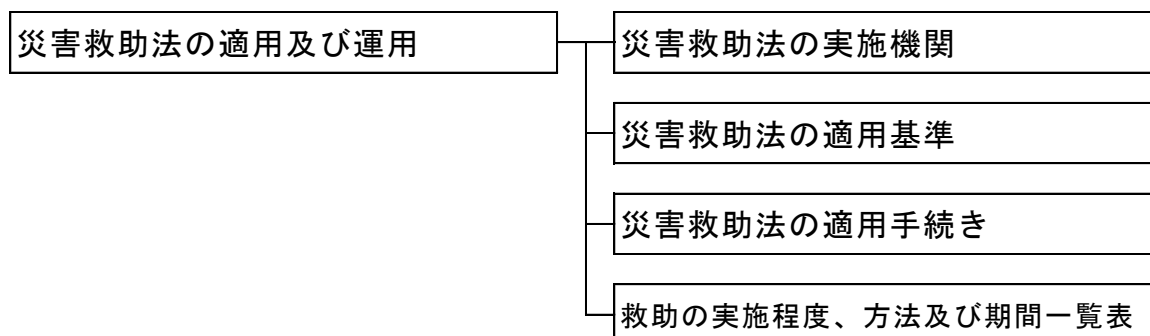
第2 通信計画

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第2節 情報伝達体制の確立 第2 通信計画】に準ずる。

第3節 災害救助法の適用及び運用

大規模な地震が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて県及び町は災害救助法を運用する。



第1 災害救助法の実施機関

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用 第1 災害救助法の実施機関】に準ずる。

第2 災害救助法の適用基準

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用 第2 災害救助法の適用基準】に準ずる。

第3 災害救助法の適用手続き

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用 第3 災害救助法の適用手続き】に準ずる。

第4 救助の実施程度、方法及び期間一覧表

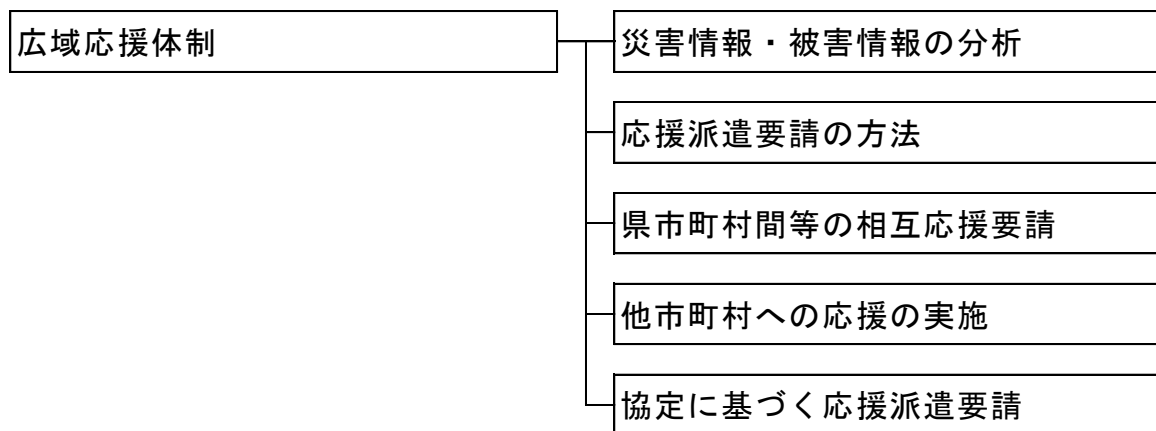
※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第3節 災害救助法の適用及び運用 第4 救助の実施程度、方法及び期間一覧表】に準ずる。

第4節 広域応援体制

大規模な地震災害が発生した場合、被害が拡大し、被災した町、県及び防災関係機関独自では、対処することが困難な事態が予想される。

このため、町、県及び防災関係機関は、あらかじめ十分に協議を行い、相互応援の体制を整えとともに、町においては、同時被災の可能性の低い遠隔の市町村及び多種多様な団体との災害時における応援協定の締結に努める。

また、災害時に相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動の実施を可能とするために、平常時においても相互の情報交換、人材の交流等に努めるものとする。



第1 災害情報・被害情報の分析

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制 第1 災害情報・被害情報の分析】に準ずる。

第2 応援派遣要請の方法

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制 第2 応援派遣要請の方法】に準ずる。

第3 県市町村間等の相互応援要請

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制 第3 県市町村間等の相互応援要請】に準ずる。

第4 他市町村への応援の実施

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制 第4 他市町村への応援の実施】に準ずる。

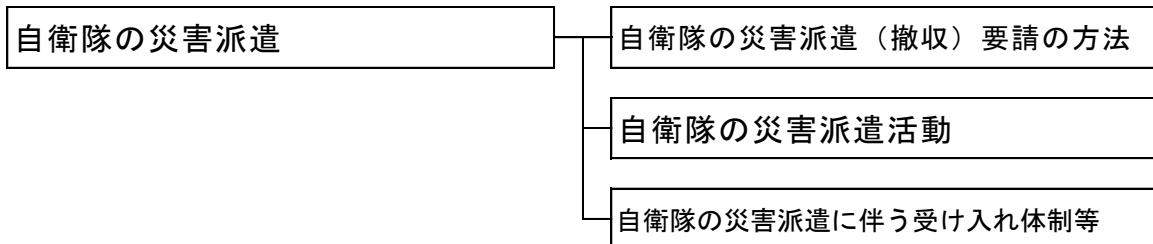
第5 協定に基づく応援派遣要請

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第4節 広域応援体制 第5 協定に基づく応援派遣要請】に準ずる。

第5節 自衛隊の災害派遣

大規模な地震が発生した場合、被害が拡大し、町や県、各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受け入れ体制を整える。



第1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第5節 自衛隊の災害派遣 第1 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法】に準ずる。

第2 自衛隊の災害派遣活動

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第5節 自衛隊の災害派遣 第2 自衛隊の災害派遣活動】に準ずる。

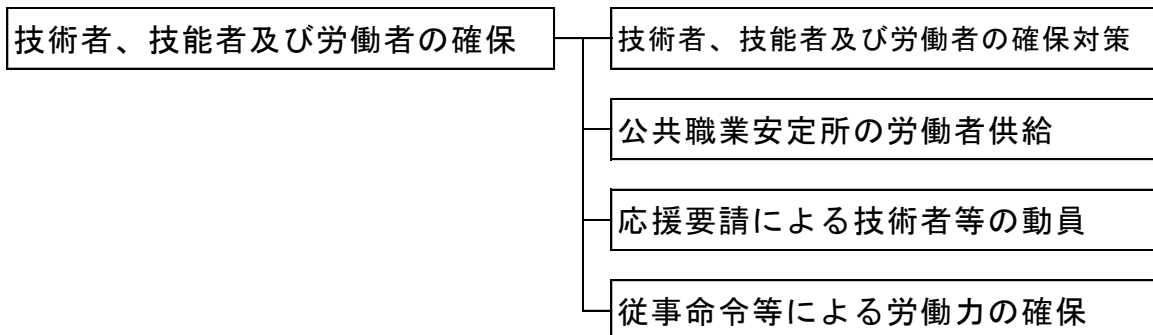
第3 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第5節 自衛隊の災害派遣 第3 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等】に準ずる。

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

地震災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。



第1 技術者、技能者及び労働者の確保対策

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保 第1 技術者、技能者及び労働者の確保対策】に準ずる。

第2 公共職業安定所の労働者供給

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保 第2 公共職業安定所の労働者供給】に準ずる。

第3 応援要請による技術者等の動員

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保 第3 応援要請による技術者等の動員】に準ずる。

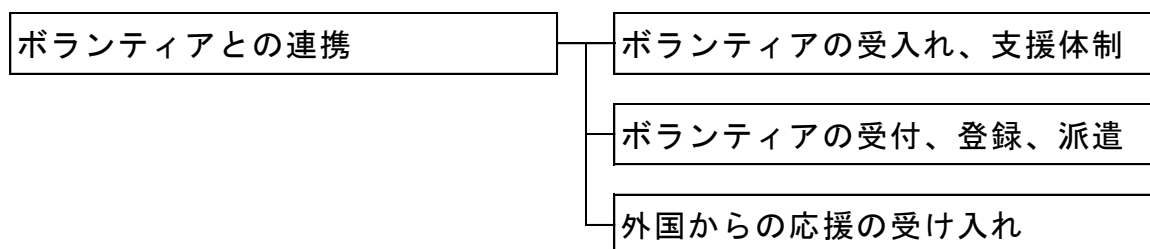
第4 従事命令等による労働力の確保

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第6節 技術者、技能者及び労働者の確保 第4 従事命令等による労働力の確保】に準ずる。

第7節 ボランティアとの連携

大規模な地震の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、町では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。



第1 ボランティアの受入れ、支援体制

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第7節 ボランティアとの連携 第1 ボランティアの受入れ、支援体制】に準ずる。

第2 ボランティアの受付、登録、派遣

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第7節 ボランティアとの連携 第2 ボランティアの受付、登録、派遣】に準ずる。

第3 外国からの応援の受け入れ

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第7節 ボランティアとの連携 第3 外国からの応援の受け入れ】に準ずる。

第8節 災害警備体制

地震災害時には、町民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持、その他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。

このため、災害時には、迅速かつ的確に組織的、総合的、計画的な警察活動を実施する。

また、県警察は、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃など各種犯罪に関する情報収集及び適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

災害警備体制

災害警備体制

自衛警備活動

第1 災害警備体制

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第8節 災害警備体制 第1 災害警備体制】に準ずる。

第2 自衛警備活動

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第8節 災害警備体制 第2 自衛警備活動】に準ずる。

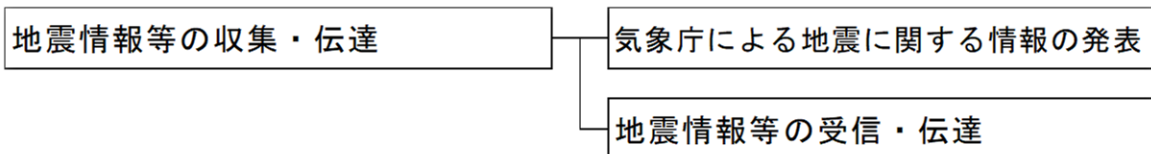
第2章 初動期の応急対策

地震災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む。）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要があることから、このような災害初動期の応急対策について定める。

第1節 地震情報等の収集・伝達

地震発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、地震情報等は基本的な情報である。

このため、町、県及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。



第1 気象庁による地震に関する情報の発表

1 地震に関する情報の発表

(1) 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。

また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による町の防災無線等を通して住民に伝達する。

鹿児島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 地震情報

気象庁が発表する地震情報は、次のとおりである。

表 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分：鹿児島県は、薩摩、大隅、甕島、種子島、屋久島、十島村、奄美北部、奄美南部の8地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都町部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

(3) 南海トラフ地震に関する情報

南海トラフ沿いで異常な現象が発生した場合や、それらの異常な現象が発生した後に、大規模地震の発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等には、気象庁から表のとおり南海トラフ地震臨時情報が発表される。

気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報は、次のとおりである。

表 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	南海トラフ沿いで観測された異常現象が、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

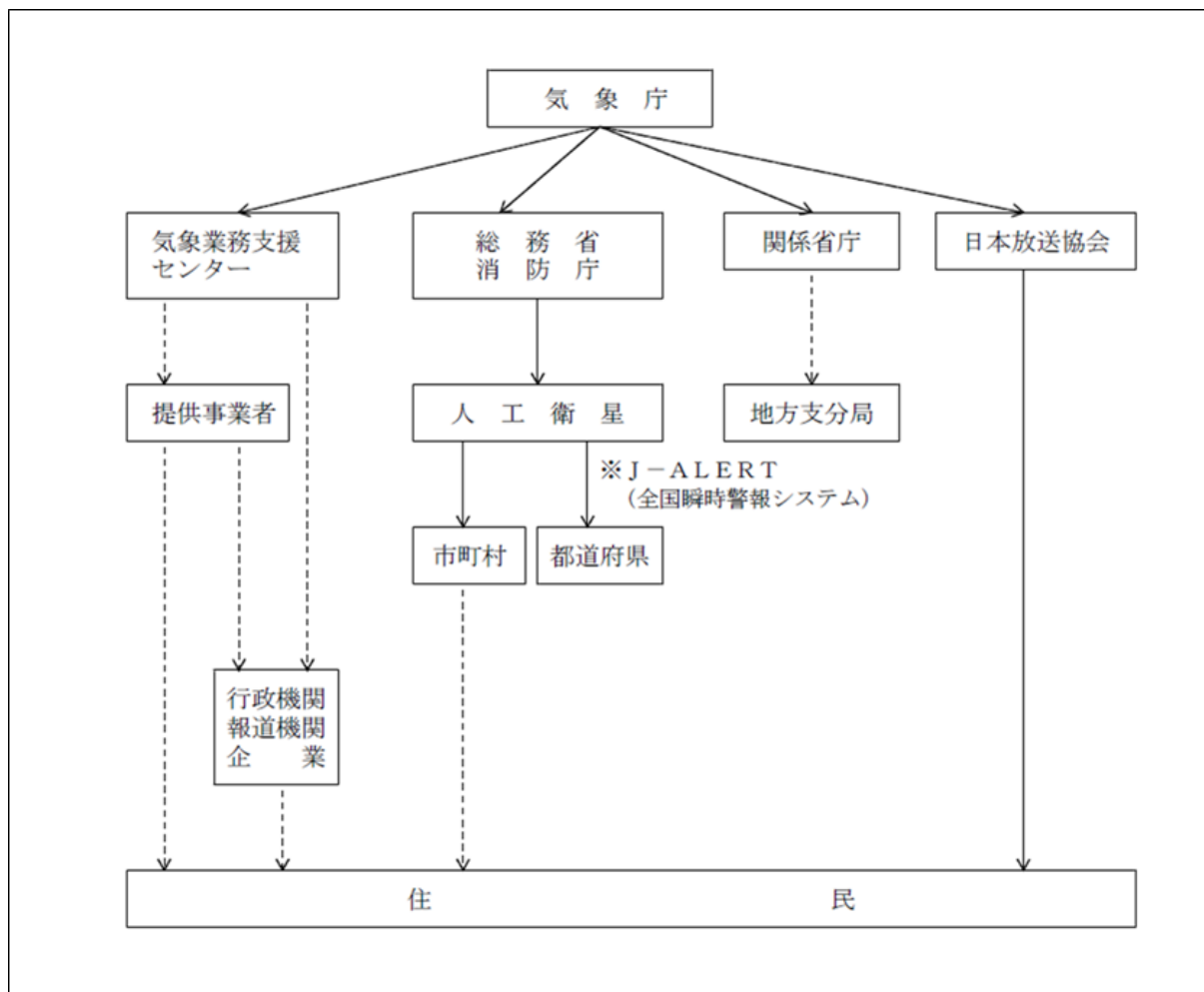
※ 気象庁は、地震の規模の誤差等を考慮し、南海トラフ沿いの想定震源域内又はその周辺において速報的に解析されたマグニチュード6.8以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に、南海トラフ臨時情報(調査中)を発表し、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始することとしている。

第2 地震情報等の受信・伝達

1 地震情報等の伝達系統

津波予報の伝達系統は、次のとおりである。

図 緊急地震速報の伝達系統



2 地震情報等の受信・伝達

(1) 勤務時間外の地震情報等の受信

勤務時間外において、警備員が鹿児島気象台発表の参集・配備基準に該当する地震情報（震度情報等）受信した場合、直ちに総務課長にその旨を報告する。

(2) 総務課長による地震情報等の伝達

総務課長は、鹿児島気象台発表の地震に関する情報等を受信したときは、その情報を関係連絡先に伝達するとともに、関係課長に対しても所要の伝達を行う。

(3) 各課の対応

各課長は、前項による通報を受けたときは、必要に応じてその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係先へ所要の連絡を行う。

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

町災害対策本部は、地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡する必要がある。

このため、特に、町民の生命に関わる情報の収集に重点を置き、被災地の情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を県、周辺市町村や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

災害情報・被害情報の収集・伝達

災害情報等の収集・伝達

災害情報等の報告

第1 災害情報等の収集・伝達

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第1 災害情報等の収集・伝達】に準ずる。

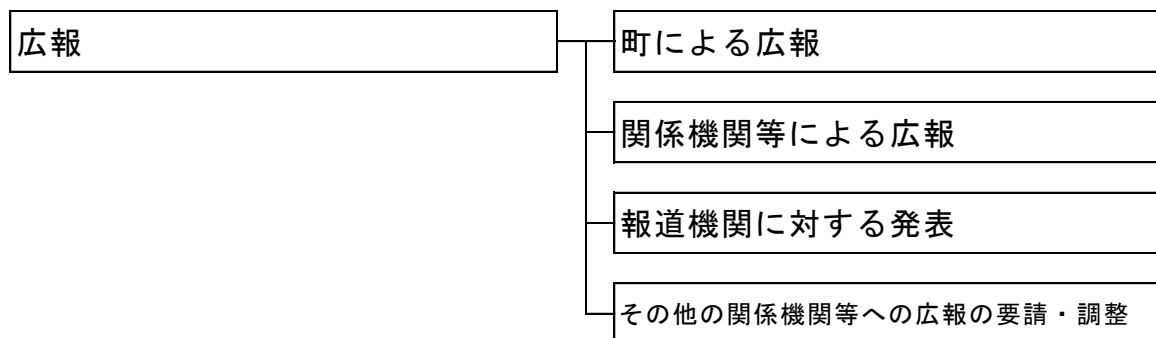
第2 災害情報等の報告

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達 第2 災害情報等の報告】に準ずる。

第3節 広報

地震災害に際して、津波・火災・二次災害等様々な災害に対する町民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を町民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町、県、防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震・津波時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。



第1 町による広報

1 広報内容

地震・津波時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象通報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮する。

(1) 津波危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難の指示

地震を感じたときは、事前に定めた広報要請により、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報の承認手続のために、時間を浪費しないよう特に留意する。

(2) 地震発生直後の広報

地震発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災行動を喚起するため、以下の内容の広報を実施する。

- ① 出火防止、初期消火の喚起・指示
- ② 倒壊屋等に生き埋めになっている人の救出活動の喚起・指示
- ③ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示
- ④ 転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 地震発生後、事態が落ち着いた段階での広報

町は、各種広報媒体を活用して以下の内容の広報を実施する。

- ① 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

② 地区別の避難所

③ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされない、テレビ・ラジオ・行政機関のホームページ・緊急速報（エリアメール）・防災メール・コミュニティFM・地域コミュニティ無線放送から情報を入手するようになど。

④ 安否情報

安否情報については、「NTTの災害用伝言ダイヤル“171”や各携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言板などを活用する」よう広報する。）

⑤ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

⑥ 上水道・下水道が使用できる地域

⑦ その他必要と認める事項

(4) 広報及び情報等の収集要領等

① 対策各班は、広報を必要とする場合、必要に応じて、総務対策部（本部班）を経由し、総務対策部（広報班）に連絡し、災害情報等の広報を要請する。

② 被害状況、対策状況等の全般的な情報は、総務対策部（本部班）において収集する。

③ 総務対策部（広報班）が必要に応じて取材（現地写真撮影等）を行う場合は、総務対策部（本部班）を通じて各関係対策部に連絡する。

2 広報手段

(1) 町は、次の各伝達手段によって広報活動を行う。

① 町が保有する防災行政無線等

② 地域コミュニティ無線放送

③ コミュニティFM

④ 緊急速報メール（エリアメール）

⑤ 防災心メール

⑥ サイレン吹鳴装置

⑦ 広報車、各消防分団車による巡回

⑧ 町職員・消防団・自主防災組織・振興会長等による巡回

⑨ 広報紙、ポスター

⑩ テレビ、ラジオ、新聞等報道関係

⑪ 町ホームページ

⑫ その他

(2) 広報車による広報を行う場合は、簡潔でわかりやすい内容で明確に行う。

3 放送機関に対する広報の要請

総務対策部（広報班）は、人命の安全確保、人心安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報において迅速・確実を期すべきもの、若しくは報道機関による広報が適当なものについては、放送機関に広報を依頼する。

また、災害の発生が時間的に迫っていて、町が利用できる通信機能がマヒした場合には、災害対策基本法第57条の規定により、県が放送機関と締結している「災害時における放送

要請に関する協定」に基づき、県へ要請する。なお、町は、県が行う放送機関への要請を補完するため、放送機関への直接の要請も併せて行う。

第2 関係機関等による広報

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第3節 広報 第2 関係機関等による広報】に準ずる。

第3 報道機関に対する発表

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第3節 広報 第3 報道機関に対する発表】に準ずる。

第4 その他の関係機関等への広報の要請・調整

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第3節 広報 第4 その他の関係機関等への広報の要請・調整】に準ずる。

第4節 消防活動

地震災害時は、都町地域を中心に火災が予想されるため、町及び消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を上げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。

また、町及び県は、消防機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

消防活動

町及び町民による消防活動

消防応援協定に基づく消防活動

第1 町及び町民による消防活動

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第5節 消防活動 第1 町及び町民による消防活動】に準ずる。

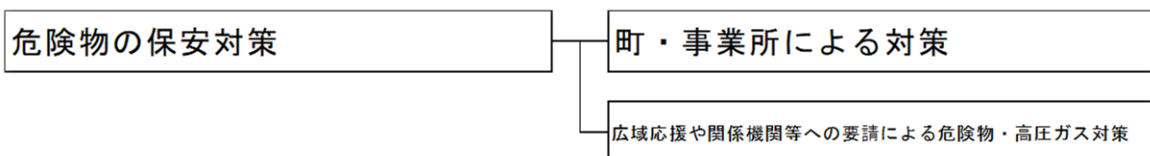
第2 消防応援協定に基づく消防活動

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第5節 消防活動 第2 消防応援協定に基づく消防活動】に準ずる。

第5節 危険物の保安対策

地震災害時は、都町地域を中心に危険物災害等が予想されるため、町・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、危険物の保安対策を行う必要がある。

このため、消防関係機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては、他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、危険物の保安対策を推進する。



第1 町・事業所による対策

1 町による対策

消防機関は、被災地域に危険物や高圧ガス等の施設があり、地震災害に伴う特殊火災や漏洩・爆発等の恐れがある場合、直ちに、統制ある危険物対策を行う。

危険物対策に際しては、消防・緊急無線通信網を運用するほか、防災相互無線等の各種通信手段を効果的に運用し、他の消防機関の部隊や危険物等にかかる関係機関や事業所の管理者、自衛消防組織等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

町は、危険物・高圧ガス等の災害の発生に際して、被害の拡大防止を効果的に実施できるよう、事前に整備されている各種設備・施設等を活用するほか、関係住民や事業所の管理者等に対する災害状況の実態に関する情報の伝達に努め、避難の指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

2 事業所等の対策

事業所の管理者等は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止活動に努めるとともに、危険物・高圧ガス等の漏洩・流出等の防止活動に努める。

万一、災害が発生したときは、直ちに、町及び県に通報するとともに、その被害の局所化を図り、必要に応じ、関係住民への情報伝達及び避難対策に万全の措置を講じる。

第2 広域応援や関係機関等への要請による危険物・高圧ガス対策

大規模な危険物災害や高圧ガス爆発・漏洩・流出等の災害が発生し、町的能力では災害の防御や被害の拡大防止が困難な場合、県は、他の市町村や関係機関に対し応援を要請する。

また、県内の消防力で十分に対応できないときは、大規模災害消防応援実施計画に基づく応援部隊や緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

第6節 水防・土砂災害等の防止対策

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う自体が予想される。

このため、町は、水防団等を出動させ、必要に応じて県及び地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

水防・土砂災害等の防止対策

地震時の河川災害の防止対策（水防活動）

地震時の土砂災害の防止対策

第1 地震時の河川災害の防止対策（水防活動）

河川災害の防止対策（水防活動）は、「東串良町水防計画書」に準じて活動を行う。

1 地震時の水防体制の確立

町は、水害防止施設の応急復旧措置を図るための水防組織を「東串良町水防計画書」に定めた方法に準じて確立する。

また、これらの情報に留意し、重要水防区域等や二次災害につながるおそれのある河川施設や溜池堤防等の施設の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

2 地震による河川施設の被害状況等の把握

町は、「東串良町水防計画書」に定めた方法に準じて、所管する河川施設やため池堤防等の施設の被害状況等の把握に努める。

また、地震災害時に発表される各種水防情報に留意し、二次災害につながるおそれのある施設の状況を的確に把握しておき、被害の拡大防止に役立てる。

3 地震時の河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

各水防組織は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

（1）地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

（2）ため池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、ため池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

（3）河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) その他の水防活動の実施

河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

- ① 出動・監視・警戒及び水防作業
- ② 通信連絡及び輸送
- ③ 避難のための立退き
- ④ 水防報告と水防記録
- ⑤ その他

第2 地震時の土砂災害の防止対策

1 地震時の土砂災害防止体制の確立

地震発生とともに、地震に伴う土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

町は、地震時に急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 地震時の斜面崩壊等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、町及び県において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

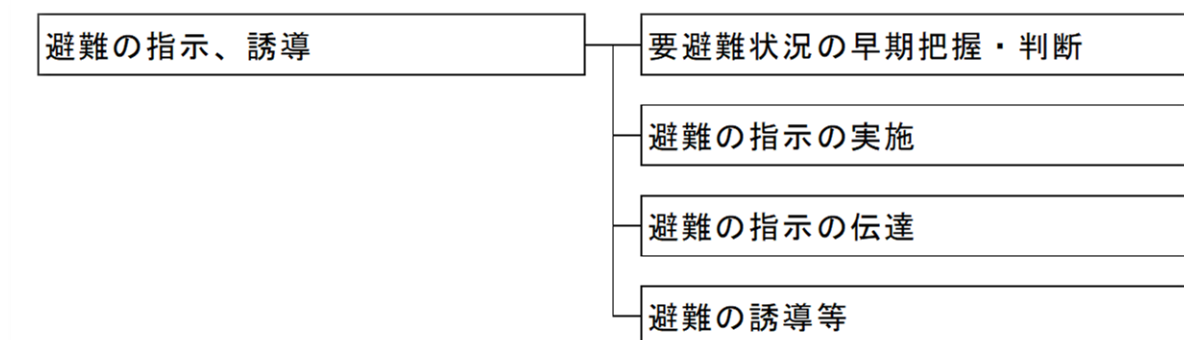
(2) 警戒避難体制の確立

町は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施できるようにする。

第7節 避難の指示、誘導

地震の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。



第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第6節 避難の指示、誘導 第1 要避難状況の早期把握・判断 1 要避難状況の把握活動の早期実施】に準ずる。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、町・その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 二次災害防止のための避難対策

地震時は、地震発生後の情報収集により判明した被災地域の被害実態に応じ、二次災害防止の観点から、避難の必要性を把握し、必要な対策を講ずる。

第2 避難の指示の実施

1 避難の指示権を有する者

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第6節 避難の指示、誘導 第2 避難の指示の実施 1 避難の指示権を有する者】に準ずる。

2 避難指示等の基準と区分

町長は、関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定める。
避難措置は、概ね次の方法に基づき、関係機関の協力を得て実施する。

(1) 避難指示

町は、地震活動の状況等を十分把握するとともに、建物が倒壊する危険性のある場合、土砂災害等の発生が予想される場合、出火・延焼が予想される場合、有毒ガス事故が発生した場合など、危険と認められる場合には、住民等に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。

町は、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を発令するなど、速やかに的確な避難指示等を発令するものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を居住者等に伝達するものとする。

※ 津波については、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難指示等の発令の遅れにつながる危険があるため、「強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合」又は「津波警報を覚知した場合」は避難指示を直ちに発令することとする。特に、「大津波警報を覚知した場合」は、短時間での避難が求められるので、町長の事前命令として総務課長が覚知と同時に避難指示を発令することとする。

なお、我が国から遠く離れた場所で発生した地震（遠地地震）に伴う津波のように到着までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到着予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。

町は、この情報の後に津波警報等が発表される可能性があることを踏まえ、高齢者等避難又は避難指示の発令を検討するものとする。

(2) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

※ 津波については、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難指示等の発令の遅れにつながる危険があるため、強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報を覚知した場合、速やかに的確な避難指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。

第3 避難の指示の伝達

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第6節 避難の指示、誘導 第3 避難の指示の伝達】に準ずる。

第4 避難の誘導等

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第6節 避難の指示、誘導 第4 避難の誘導等】に準ずる。

第8節 救助・救急

地震災害時には、建物の倒壊や地震火災及び津波水害等による多数の要救出現場や要救出者、重症者等が発生するものと予想される。

このため、各関係機関は、迅速かつ的確な救助、救急活動を実施する。

また、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、町及び県は、救助・救急を実施する各関係機関に対して、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるよう要請するものとする。

救助・救急

救助、救急活動

救助・救急用装備・資機材の調達

第1 救助、救急活動

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第7節 救助・救急 第1 救助、救急活動】に準ずる。

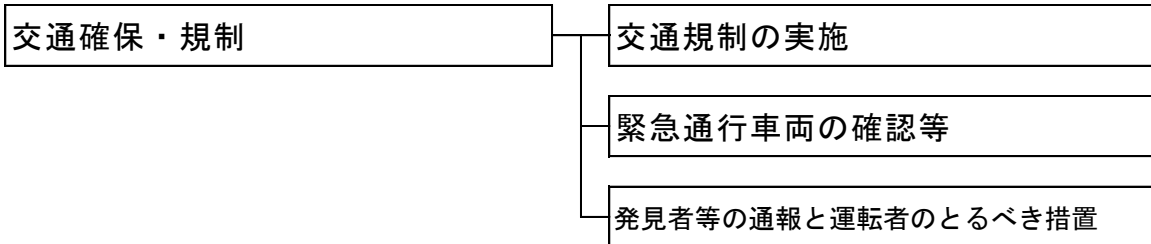
第2 救助・救急用装備・資機材の調達

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第7節 救助・救急 第2 救助・救急用装備・資機材の調達】に準ずる。

第9節 交通確保・規制

地震災害時には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。



第1 交通規制の実施

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第8節 交通確保・規制 第1 交通規制の実施】に準ずる。

第2 緊急通行車両の確認等

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第8節 交通確保・規制 第2 緊急通行車両の確認等】に準ずる。

第3 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

1 発見者等の通路

災害時に道路、橋りょうの交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報、町長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報するものとする。

2 大規模な地震・津波の発生時における運転者のとるべき措置

(1) 大規模な地震・津波が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

① 走行中の場合は、次の要領により行動すること。

ア できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

イ 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路

上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

② 避難のために原則、車両を使用しないこと。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

① 区域または道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

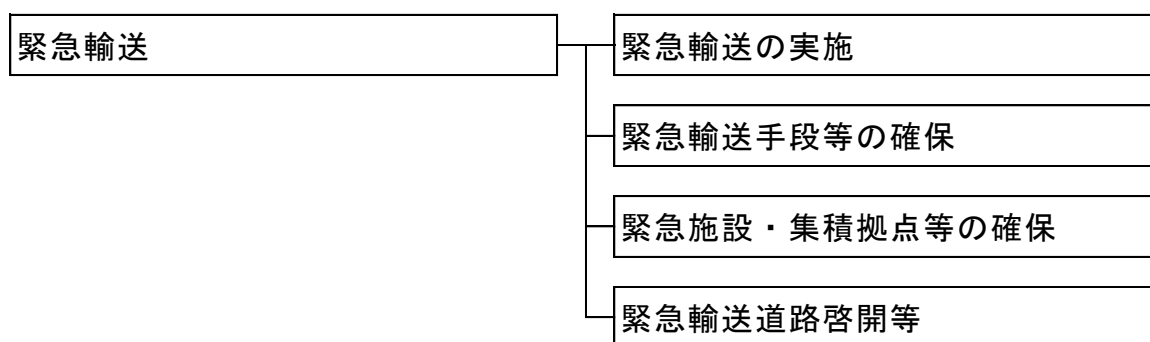
② 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

③ 警察官の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第10節 緊急輸送

地震災害時には、避難及び救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。



第1 緊急輸送の実施

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第9節 緊急輸送 第1 緊急輸送の実施】に準ずる。

第2 緊急輸送手段等の確保

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第9節 緊急輸送 第2 緊急輸送手段等の確保】に準ずる。

第3 緊急施設・集積拠点等の確保

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第9節 緊急輸送 第3 緊急施設・集積拠点等の確保】に準ずる。

第4 緊急輸送道路啓開等

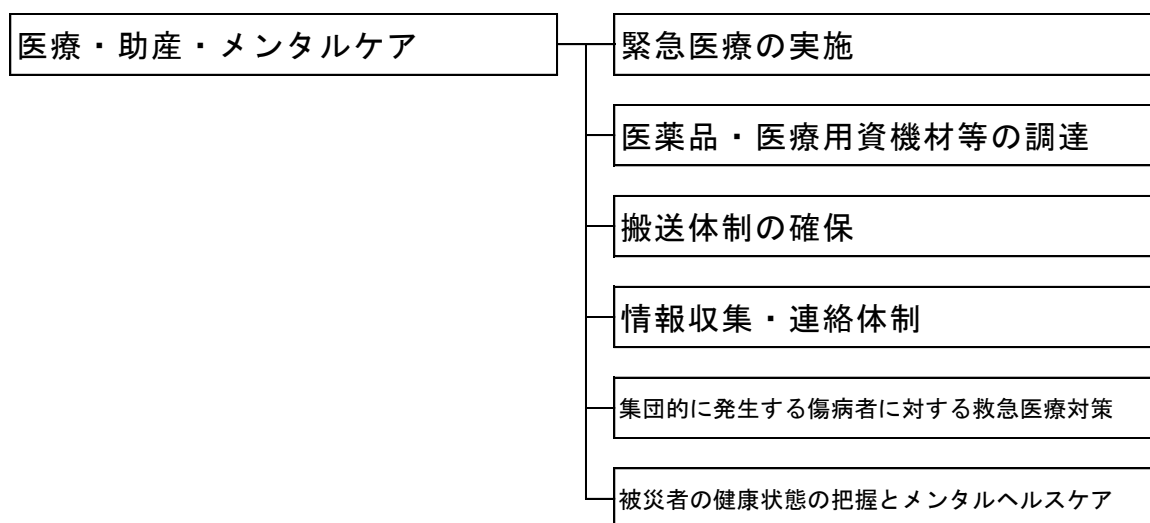
※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第9節 緊急輸送 第4 緊急輸送道路啓開等】に準ずる。

第11節 医療・助産・メンタルケア

地震災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命措置、後方輸送等の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

また、応急的医療、助産及び被災者等への心のケアを円滑な実施を図るものである。



第1 緊急医療の実施

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア 第1 緊急医療の実施】に準ずる。

第2 医薬品・医療用資機材等の調達

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア 第2 医薬品・医療用資機材等の調達】に準ずる。

第3 搬送体制の確保

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア 第3 搬送体制の確保】に準ずる。

第4 情報収集・連絡体制

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア 第4 情報収集・連絡体制】に準ずる。

第5 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア 第5 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策】に準ずる。

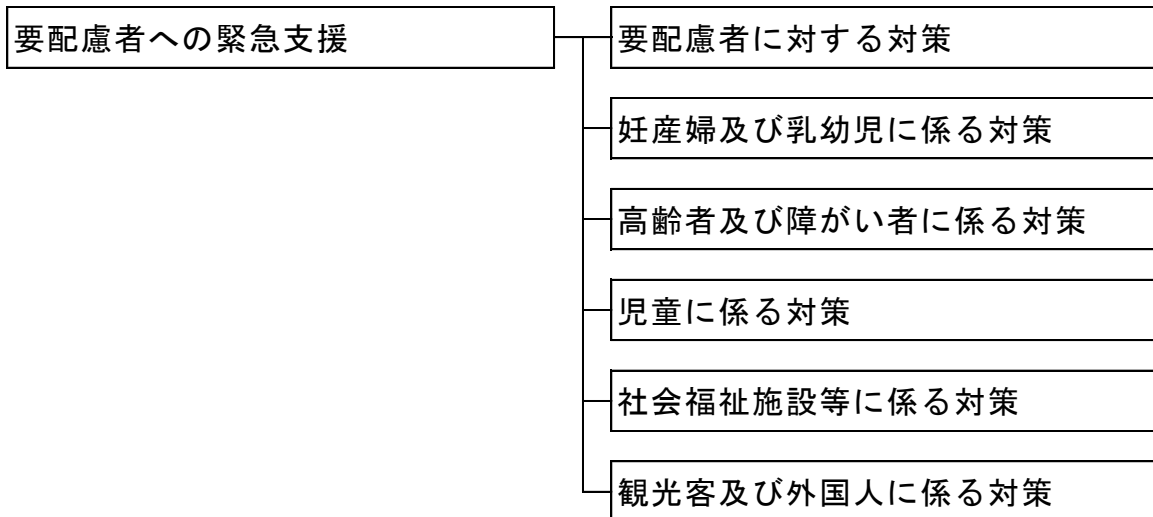
第6 被災者の健康状態の把握とメンタルヘルスケア

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第10節 医療・助産・メンタルケア 第6 被災者の健康状態の把握とメンタルヘルスケア】に準ずる。

第12節 要配慮者への緊急支援

地震災害時には高齢者や妊産婦、乳幼児、障がい者、難病患者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。



第1 要配慮者に対する対策

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第11節 要配慮者への緊急支援 第1 要配慮者に対する対策】に準ずる。

第2 妊産婦及び乳幼児に係る対策

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第11節 要配慮者への緊急支援 第2 妊産婦及び乳幼児に係る対策】に準ずる。

第3 高齢者及び障がい者に係る対策

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第11節 要配慮者への緊急支援 第3 高齢者及び障がい者に係る対策】に準ずる。

第4 児童に係る対策

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第11節 要配慮者への緊急支援 第4 児童に係る対策】に準ずる。

第5 社会福祉施設等に係る対策

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第11節 要配慮者への緊急支援 第5 社会福祉施設等に係る対策】に準ずる。

第6 観光客及び外国人に係る対策

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第2章 警戒避難期の応急対策 第11節 要配慮者への緊急支援 第6 観光客及び外国人に係る対策】に準ずる。

第3章 事態安定期の応急対策

地震災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

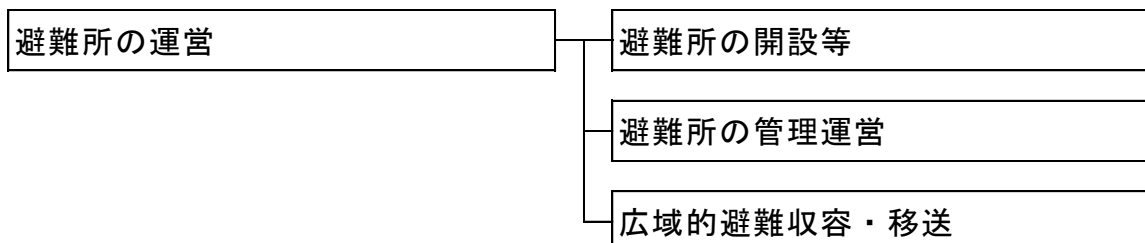
また、大規模な地震災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1節 避難所の運営

地震災害時には、ライフラインの途絶や住居等の家屋崩壊及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。

このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営の実施方針を定める。



第1 避難所の開設等

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第1節 避難所の運営 第1 避難所の開設等】に準ずる。

第2 避難所の管理運営

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第1節 避難所の運営 第2 避難所の管理運営】に準ずる。

第3 広域的避難収容・移送

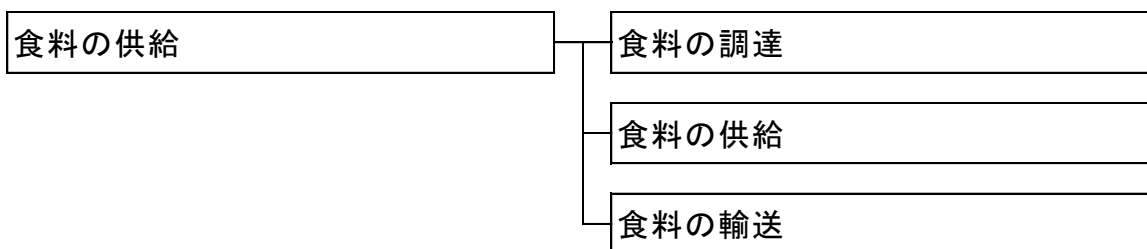
- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第1節 避難所の運営 第3 広域的避難収容・移送】に準ずる。

第2節 食料の供給

地震災害時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食事の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するように努める。



第1 食料の調達

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第2節 食料の供給 第1 食料の調達】に準ずる。

第2 食料の供給

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第2節 食料の供給 第2 食料の供給】に準ずる。

第3 食料の輸送

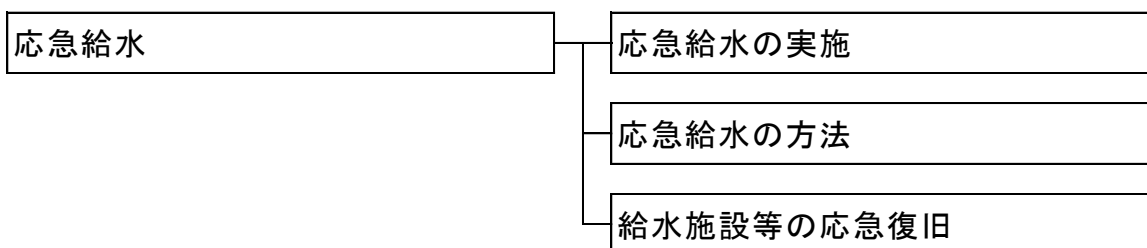
※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第2節 食料の供給 第3 食料の輸送】に準ずる。

第3節 応急給水

地震災害時には、水道施設が被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。



第1 応急給水の実施

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第3節 応急給水 第1 応急給水の実施】に準ずる。

第2 応急給水の方法

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第3節 応急給水 第2 応急給水の方法】に準ずる。

第3 給水施設等の応急復旧

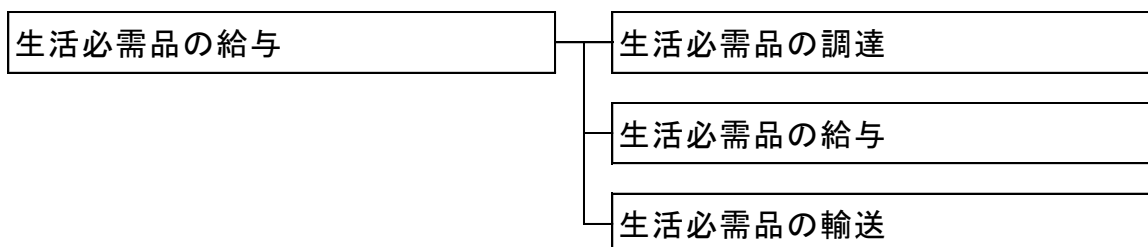
※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第3節 応急給水 第3 給水施設等の応急復旧】に準ずる。

第4節 生活必需品の給与

地震災害時には、住居の倒壊や焼失及び津波等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の給与に関し、相互に協力するよう努める。



第1 生活必需品の調達

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第4節 生活必需品の給与 第1 生活必需品の調達】に準ずる。

第2 生活必需品の給与

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第4節 生活必需品の給与 第2 生活必需品の給与】に準ずる。

第3 生活必需品の輸送

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第4節 生活必需品の給与 第3 生活必需品の輸送】に準ずる。

第5節 感染症予防対策

地震災害時には、建物の倒壊や焼失及び津波水害等による多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症等の発生が予想される。

特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

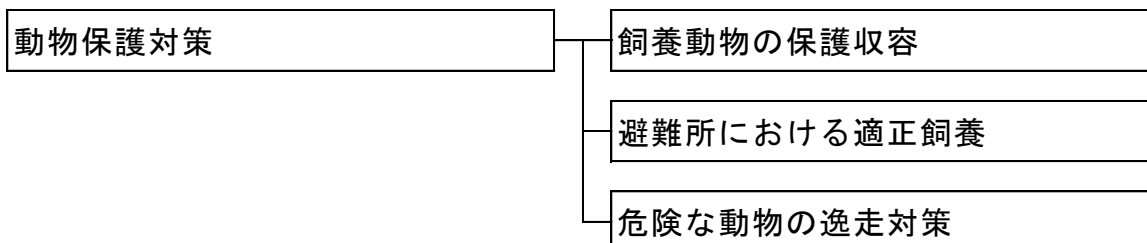
このため、感染症予防に関し、適切な処置を行う。

第1 感染症予防対策

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第5節 感染症予防対策 第1 感染症予防対策】に準ずる。

第6節 動物保護対策

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。



第1 飼養動物の保護収容

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第6節 動物保護対策 第1 飼養動物の保護収容】に準ずる。

第2 避難所における適正飼養

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第6節 動物保護対策 第2 避難所における適正飼養】に準ずる。

第3 危険な動物の逸走対策

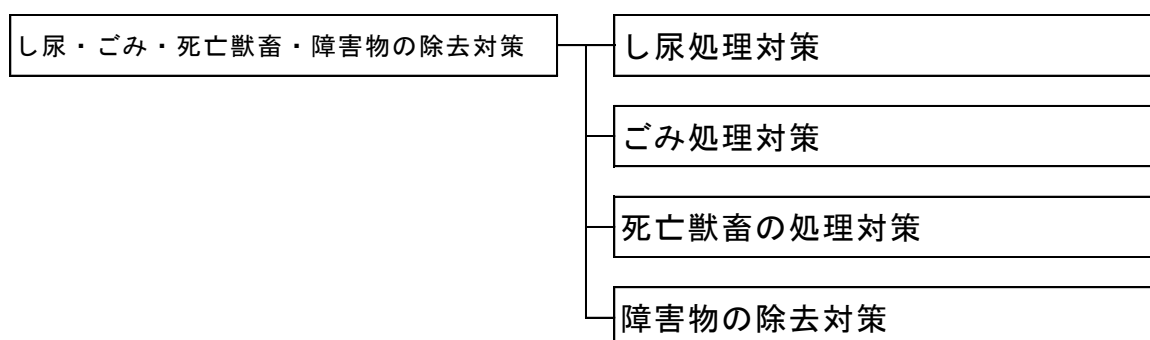
- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第6節 動物保護対策 第3 危険な動物の逸走対策】に準ずる。

第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

地震災害時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災等により、大量のごみの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。



第1 し尿処理対策

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第1 し尿処理対策】に準ずる。

第2 ごみ処理対策

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第2 ごみ処理対策】に準ずる。

第3 死亡獣畜の処理対策

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第3 死亡獣畜の処理対策】に準ずる。

第4 障害物の除去対策

- ※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策 第4 障害物の除去対策】に準ずる。

第8節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

地震災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者の全て）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

行方不明者の搜索、遺体の処理等

行方不明者の搜索

遺体の収容、処理、埋葬

第1 行方不明者の搜索

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第8節 行方不明者の搜索、遺体の処理等 第1 行方不明者の搜索】に準ずる。

第2 遺体の収容、処理、埋葬

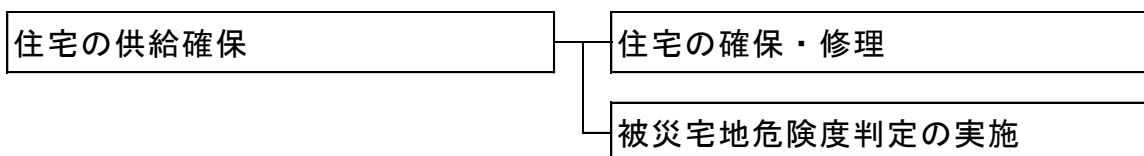
※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第8節 行方不明者の搜索、遺体の処理等 第2 遺体の収容、処理、埋葬】に準ずる。

第9節 住宅の供給確保

地震災害時には、住居の全壊、全焼又は津波による流出等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。

また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。



第1 住宅の確保・修理

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第9節 住宅の供給確保 第1 住宅の確保・修理】に準ずる。

第2 被災宅地危険度判定の実施

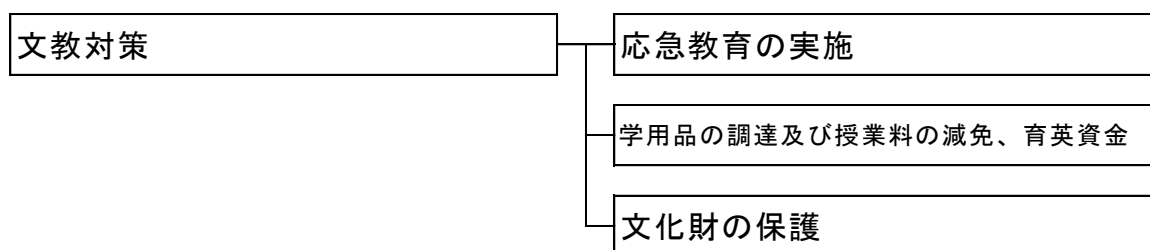
※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第9節 住宅の供給確保 第2 被災宅地危険度判定の実施】に準ずる。

第10節 文教対策

地震災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。

また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することとも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。



第1 応急教育の実施

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第10節 文教対策 第1 応急教育の実施】に準ずる。

第2 学用品の調達及び授業料の減免、育英資金

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第10節 文教対策 第2 学用品の調達及び授業料の減免、育英資金】に準ずる。

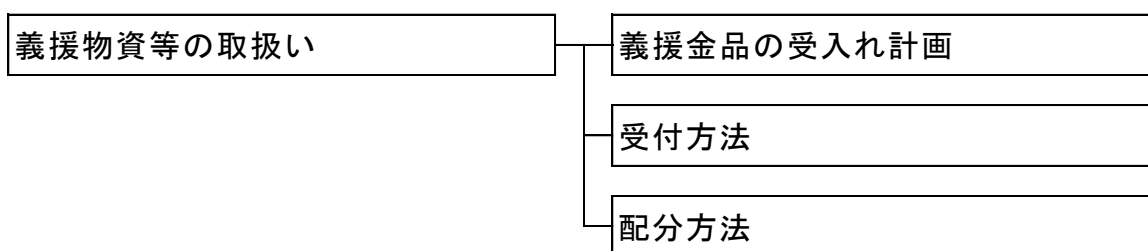
第3 文化財の保護

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第10節 文教対策 第3 文化財の保護】に準ずる。

第11節 義援物資等の取り扱い

大規模災害時には、全国から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正に・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、また、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。



第1 義援金品の受入れ計画

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第11節 義援物資等の取り扱い 第1 義援金品の受入れ計画】に準ずる。

第2 受付方法

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第11節 義援物資等の取り扱い 第2 受付方法】に準ずる。

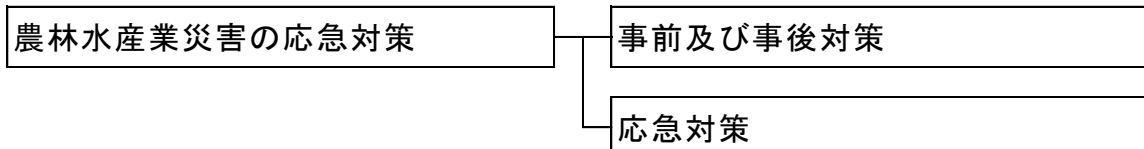
第3 配分方法

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第11節 義援物資等の取り扱い 第3 配分方法】に準ずる。

第12節 農林水産業災害の応急対策

地震災害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。



第1 事前及び事後対策

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第12節 農林水産業災害の応急対策 第1 事前及び事後対策】に準ずる。

第2 応急対策

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第12節 農林水産業災害の応急対策 第2 応急対策】に準ずる。

第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1節 電力施設の応急対策

地震災害時には、建物の倒壊、地震火災、液状化等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動には多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、電力施設の防護、復旧を図り、早急に被災者等に電力を供給する。

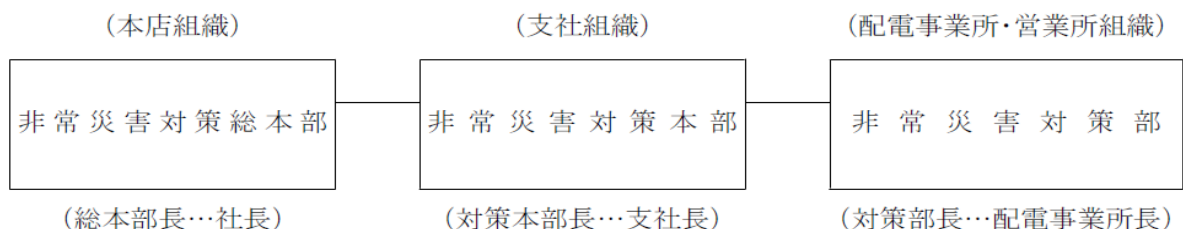
第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

1 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、社内防災業務計画に基づき災害対策組織を設置する。特に、供給区域内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、本店ならびに当該地震が発生した本店直轄機関及び現業機関等は、自動的に非常体制に入り、速やかに対策組織を設置する。

また、災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

図 災害対策組織



2 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、対策組織の長は、気象、地象情報等の一般情報や電力施設等の被害状況及び復旧状況等の当社被害情報を迅速、的確に把握するとともに、地方自治体等からの情報を収集するなど、当社防災業務計画に基づく情報連絡体制により、対策組織間並びに地方自治体等防災関係機関との相互情報連絡に努める。

3 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

なお、広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、ホームページ、携帯電話サイトによる情報発信及び広報車等による直接当該地域への周知を行う。

4 対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

また、防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

なお、供給区域内において震度5弱以上の地震が発生した場合は、対策要員は呼称を待つことなく所属する対策組織に出動する。

5 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等をはじめ、実施可能な運搬手段により行う。

6 危険予防措置

電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

7 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、対策組織の長は、自衛隊法に基づき知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

8 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

また、作業は通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生についても十分配慮して実施する。

9 施設の復旧順位

(1) 電力供給設備の復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、社内防災業務計画で定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を

勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

また、重要拠点施設である病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電力供給設備の早期復旧を行うため、必要に応じ、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法等について協議する。

(2) 需要家への電力供給の順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に、復旧を進める。

第2節 ガス施設の応急対策

地震災害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

第1 液化石油ガス施設災害応急対策計画

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第4章 社会基盤の応急対策 第2節 ガス施設の応急対策 第1 液化石油ガス施設災害応急対策計画】に準ずる。

第3節 上水道施設の応急対策

地震災害時には、地震動、液状化等により水道施設の被害が多数発生し、給水停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第4章 社会基盤の応急対策 第3節 上水道施設の応急対策 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策】に準ずる。

第4節 下水道施設の応急対策

地震災害時には、地震動、液状化等により下水道施設の被害が多数発生し、供用停止による住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理等に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第4章 社会基盤の応急対策 第4節 下水道施設の応急対策 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策】に準ずる。

第5節 電気通信施設の応急対策

地震災害時には、建物の倒壊、地震火災、液状化等により電話柱の倒壊、電話線の破線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第4章 社会基盤の応急対策 第5節 電気通信施設の応急対策 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策】に準ずる。

第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策

地震災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。

これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

※ 一般災害対策編【第3部 一般災害応急対策 第4章 社会基盤の応急対策 第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策】に準ずる。

第4部 地震災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

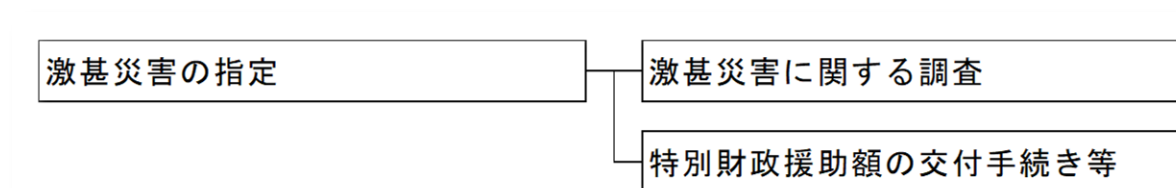
被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、町民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を定める。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

第1 災害復旧事業等の推進

- ※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第1章 公共土木施設等の災害復旧 第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進 第1 災害復旧事業等の推進】に準ずる。

第2節 激甚災害の指定



第1 激甚災害に関する調査

- ※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第1章 公共土木施設等の災害復旧
第2節 激甚災害の指定 第1 激甚災害に関する調査】に準ずる。

第2 特別財政援助額の交付手続き等

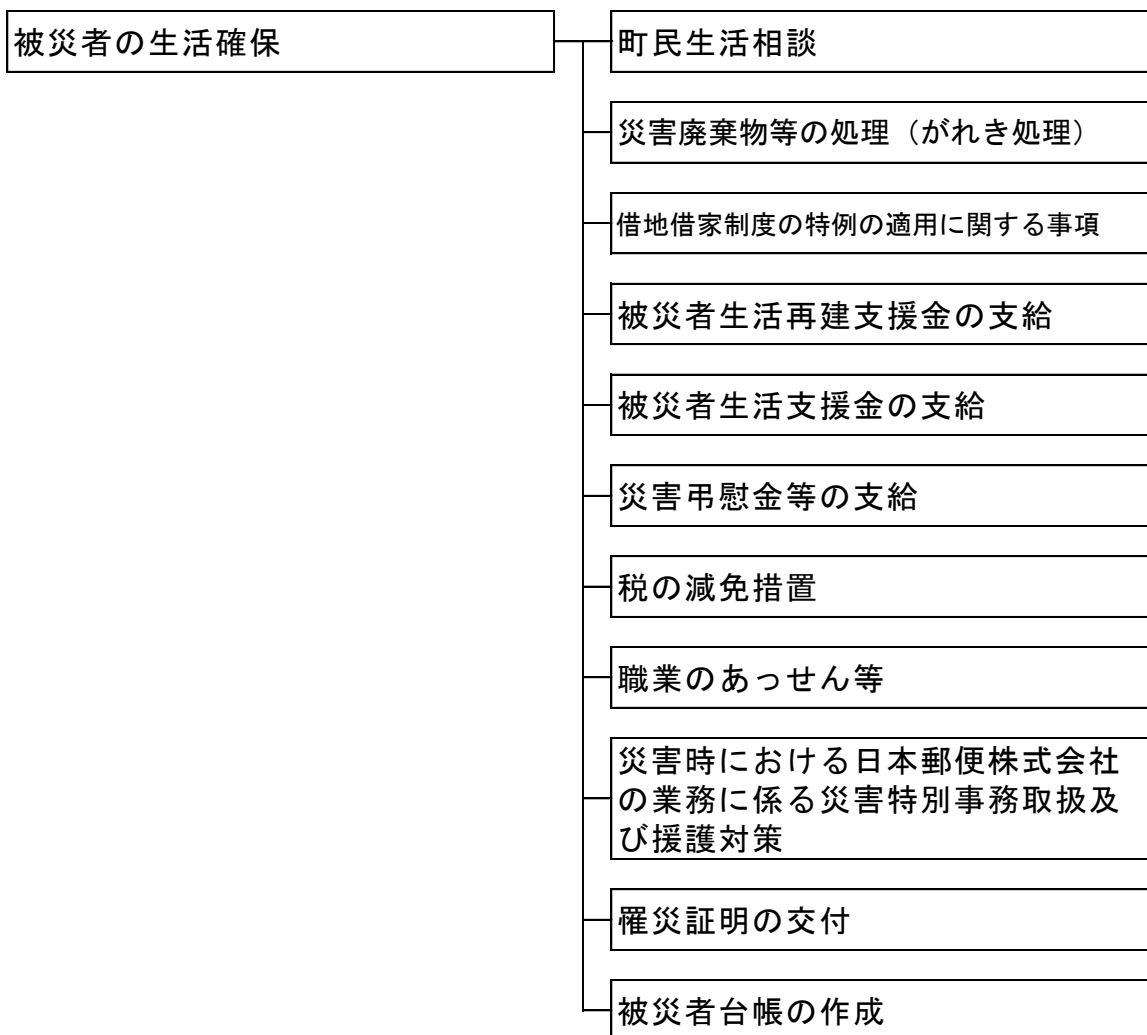
- ※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第1章 公共土木施設等の災害復旧
第2節 激甚災害の指定 第2 特別財政援助額の交付手続き等】に準ずる。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

第1節 被災者の生活確保

町及び県は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮する必要がある。



第1 町民生活相談

- ※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援 第1節 被災者の生活確保 第1 町民生活相談】に準ずる。

第2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

- ※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援 第1節 被災者の生活確保 第2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）】に準ずる。

第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項

- ※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援 第1節 被災者の生活確保 第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項】に準ずる。

第4 被災者生活再建支援金の支給

- ※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援 第1節 被災者の生活確保 第4 被災者生活再建支援金の支給】に準ずる。

第5 被災者生活支援金の支給

- ※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援 第1節 被災者の生活確保 第5 被災者生活支援金の支給】に準ずる。

第6 災害弔慰金等の支給

- ※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援 第1節 被災者の生活確保 第6 災害弔慰金等の支給】に準ずる。

第7 税の減免措置

- ※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援 第1節 被災者の生活確保 第7 税の減免措置】に準ずる。

第8 職業のあっせん等

- ※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援 第1節 被災者の生活確保 第8 職業のあっせん等】に準ずる。

第9 災害時における日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

- ※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援 第1節 被災者の生活確保 第9 災害時における日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策】に準ずる。

第10 罹災証明の交付

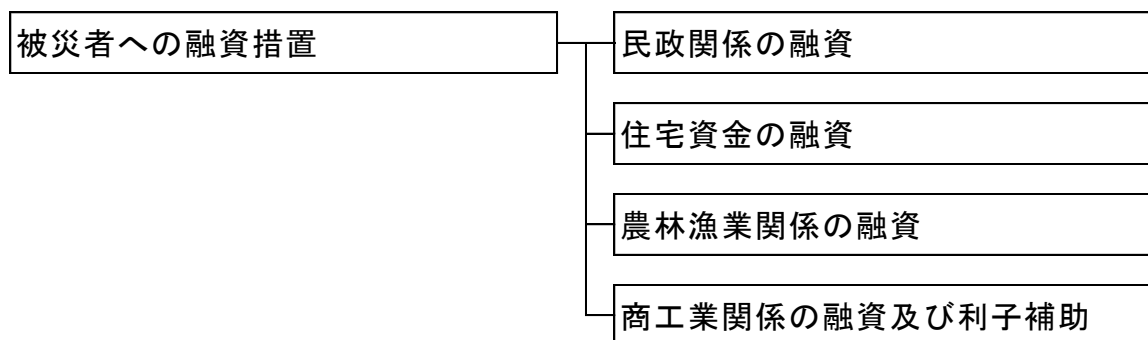
- ※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援

援 第1節 被災者の生活確保 第10 罹災証明の交付】に準ずる。

第11 被災者台帳の作成

※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援 第1節 被災者の生活確保 第11 被災者台帳の作成】に準ずる。

第2節 被災者への融資措置



第1 民政関係の融資

※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援 第2節 被災者への融資措置 第1 民政関係の融資】に準ずる。

第2 住宅資金の融資

※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援 第2節 被災者への融資措置 第2 住宅資金の融資】に準ずる。

第3 農林漁業関係の融資

※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援 第2節 被災者への融資措置 第3 農林漁業関係の融資】に準ずる。

第4 商工業関係の融資及び利子補助

※ 一般災害対策編【第5部 一般災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援 第2節 被災者への融資措置 第4 商工業関係の融資及び利子補助】に準ずる。